

## 全員協議会次第

令和6年12月10日  
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)  
郡司事務局長

2. 挨拶  
内藤議長

3. 協議事項

- 1) 行政組織の改正について
- 2) 三芳町認知症施策推進計画(案)について
- 3) 三芳町特別職報酬等審議会の答申について
- 4) 三芳町竹間沢テニスコートの返還について
- 5) 藤久保地域拠点施設整備等事業について
- 6) 意見書の調整について

4. 報告事項

- 1) 議会広報広聴常任委員会

5. その他

6. 閉 会 (12:21)  
細谷副議長

令和6年12月10日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	吉村美津子
議員	光下重之	議員	小松伸介
議員	桃園典子	議員	池上義典
議員	牛丸藍子	議員	菊地浩二
議員	増田磨美	議員	本名洋
議員	長野真寿美	議員	林善美
議員	細田三恵		
議長	内藤美佐子	副議長	細谷光弘

欠席議員

なし

説明者

政策推進 室総務 調整幹	近藤拓一郎	政策推進 室長	島田高志
政策推進 室副室長	南雲玲	政策推進 室主幹	滝澤司
健康増進 課副課長	池田康幸	健康増進 課副課長	廣澤寿美
健康増進 課主査	高市朋	総務課長	忠平訓
総務課 副課長	田中秀樹	総務課 主幹	山崎陽介
総務課 主幹	小林俊介	文化・ スポーツ 推進課長	前田早苗
文化・ スポーツ 推進課 副課長	三田村宗剛	施設マネ ジメント 課長	古山智志
施設マネ ジメント 課主査	郷間成	施設マネ ジメント 課主任	新村優宗

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	郡司道行	事務局 書記	山田亜矢子
------	------	-----------	-------

---

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、内藤議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） それでは、皆さん朝早くからお集まりいただき、ありがとうございます。おはようございます。

昨日までの一般質問、本当に皆さんお疲れさまでございました。今回は14名の皆様から一般質問をいただき、議長席で聞いている私も本当に勉強になり得る課題がたくさんあったなというふうにも思っております。本当にお疲れさまでした。これから13日の最終日まで今度は議案のほうをしっかりと審査していただきますようよろしくお願いいたします。

さて、先週の土曜日なのですけれども、令和6年度の三芳町人権教育実践交流会が中央公民館で行われました。数名の議員さんにも参加をいただいたのですが、毎年これ行われておりますけれども、児童生徒、児童5名と生徒3名、1人欠席だったのですけれども、7名の方の作文を聞かせていただきました。本当に私たちでは考えられないようなことをしっかりと意識で持ってその人権というところに取り組んでいる子供たちの突き刺さるような言葉というのですか、もうとても感動的で、感動させていただきました。そして、その後に記念の講演があったのですが、皆さん、盲導犬とかはご存じだと思うのですが、介助犬とか。聴導犬についての講演だったので。私も初めてその聴導犬というものを実際に見せていただいたのですが、聾者の方々にはこの聴導犬がどれだけ役に立つものかというのを本当に知ることができて、うれしく思いました。

その中で、盲導犬はもうたくさん全国に知られているのだけれども、聴導犬は全国でまだ50件の利用しかないということで、もちろん聴導犬を育てていく、訓練していくのも大変だとは思いますが、聾者の方にとってはとても役に立つ聴導犬だというようなお話があって、ぜひとも皆様方にはこういう聴導犬がいるのだというのを周知をお願いしたいみたいなお話がございました。私もその件についてフェイスブックにちょっと書かせていただいたのですが、本当に賢いワンちゃんがいるものだなと思いながら見せていただきました。

さて、今日は協議事項、ちょっとたくさんあるのですが、皆様方としっかりと今後の大変重要な案件が協議事項に載っておりますので、慎重審議をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。今日はよろしくお願いいたします。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

---

◎行政組織の改正について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。  
進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） それでは、今日は全員出席の全員協議会ということで、協議事項を1点ずつ進めていきたいと思えます。

まず、協議事項1点目、行政組織の改正についてということで、政策推進室、また総合調整幹に来ていただいておりますので、内容をまず報告を説明をしていただき、その後、質疑も許可したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、島田室長、お願ひします。

○政策推進室長（島田高志君） 皆さん、おはようございます。本日は、行政組織の改正についてということでご報告のほうをさせていただきたいというふうに思えます。課の組織改正というのはないのですけども、担当名が変わるとということでご説明のほうをさせていただきます。出席者は、総合調整幹、近藤、副室長の南雲と主幹の滝澤、あと室長の島田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料を基に説明をさせていただきますので、説明のほうは副室長の南雲のほうでさせていただきます。

○議長（内藤美佐子君） 副室長。

○政策推進室副室長（南雲 玲君） 南雲です。おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、こちら行政組織の改正について（案）という資料に基づきまして、説明のほうをさせていただきます。

まず初めに、こちら地域活性化発信交流拠点整備に向けた組織改編についてとなります。こちらが三芳スマートICフル化整備事業が完了しまして、今後はその整備効果をさらに引き出すための現在（仮称）地域活性化発信交流拠点の整備検討が進められているところとなります。

そこで、一部の業務は継承するものとなりますが、スマートインターチェンジ整備担当を地域活性化発信交流拠点整備担当に担当名を改め、事務分掌を改編するため、三芳町役場の組織及び事務分掌に関する規則の一部を改正するものとなります。

主な目的としましては、スマートICフル化の地域活性化効果を促進するもの、それからフル化整備事業で培った業務ノウハウのほうを活用しまして、検討している部署が分かりやすいといった推進体制を取ること、また多岐にわたる機能検討だったり、法規則の調整、そういった他分野にわたる検討が必要となるものになりますので、こちらの担当を中心としまして調整体制を整えていくこととなります。

2つ目、事務分掌についてとなりますが、スマートインターチェンジ整備担当の分掌事務のうち安全対策に係る事務及び企業誘致・留置に係る事務を残しまして、その他の完了した事務を削除するとともに、地域活性化発信交流拠点整備に関する事務を追加するものとなります。

その事務分掌内容になりますが、1号としまして、地域活性化発信交流拠点整備に関すること。2号としまして、スマートインターチェンジ、周辺道路の整備及び安全対策に関すること。3号としまして、企業誘致・留置に関することとなります。

そのほか、参考資料のほうをつけさせていただいておりますが、こちら改正内容、それから新旧対照表となります。参考に御覧いただければと思えます。

簡単ではございますが、以上で説明のほうとさせていただきます。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

規則改正ということですので、議案にはならないということですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） この件について質問のある方は挙手でお願いいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。おはようございます。

スマートインターチェンジがもう実際には開通したということで、こういうふうにするのですけれども、実際にもう大型車が通ることによって、安全対策、それから渋滞の問題、それから道路の破損の問題とか、いろいろあるわけですよ。ですから、スマートインターチェンジ関係も周辺道路の整備及び安全対策に関することと残ってはいますけれども、この周辺道路というのは、きっとこれから道の駅をつくるための道路なのかなと思うのですけれども、この周辺道路というのはどこまでの整備のことを言っているのか、それから安全対策を掲げていますけれども、どのように安全対策をしていくのかとか、それから渋滞の問題はどうするのかとか、様々な問題が残っていますけれども、そういうことに対して、まず周辺道路というのはどの辺のことを言っているのか、お伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○政策推進室総合調整幹（近藤拓一郎君） すみません。おはようございます。お答えします。

三芳スマートインターチェンジの周辺道路というようなことなのですけれども、特段ここの路線とここの路線という定義は設けてはいないのですけれども、想定される路線としては、幹線3号線とか、幹線14号線、あとは町道69号線を想定していますけれども、スマートインターチェンジに限らず、三芳町の総合的な道路交通の全体策については、引き続き道路交通課のほうで全体で庁で連携しながら何か対策あれば一緒にして考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） この件については、組織改正についての報告でございますので、その辺について質疑がある方は挙手をお願いします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 組織改正は、それは当然分かった上で質問しているわけですよ。

○議長（内藤美佐子君） 組織改正の規則改正です。

○議員（吉村美津子君） ですから、組織改正をしてもスマートインターチェンジについては、いろんな様々な問題点があるので、今後もそういった問題点については、組織改正をしても引き続き対応していくという、そのことでよろしいでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○政策推進室総合調整幹（近藤拓一郎君） はい、吉村議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございますか。

光下議員。

○議員（光下重之君） おはようございます。光下です。

恐らく1号に入っているのだらうなと思うのですけれども、上級機関、国交省あるいは観光庁、そういっ

たところとの関わり、あるいは埼玉県、それは拠点整備ということの中に含まれるという、そういう認識でいるということでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○政策推進室総合調整幹（近藤拓一郎君） お答えいたします。

光下議員のおっしゃるとおり、拠点整備に当たっては、今、想定されるものとしては、農水省、農振解除の手続が必ず出てきますので、農水省とか、三芳スマートインターに近接していることから、国土交通省とか、ひょっとしたらネクスコ東日本等々、あと埼玉県も含めてたくさんのほかの行政機関と協議することを想定しています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございますか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ありがとうございます。

新旧対照表のところでお聞きしたいのですが、下のほうの（３）のスマートインターチェンジに係る国、県、関係機関等との協議及び連絡調整に関することが、これがなくなっているのですが、改正後は。総合調整幹もスマートインター開通後も交通安全などのフォロー体制はしっかり確保していくということをこれまで何度もおっしゃっていると思うので、ちなみにスマートインターの地区協議会は開通後も存在しているのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○政策推進室総合調整幹（近藤拓一郎君） はい、現時点でも存続してございまして、前の、去年ですか、答弁させてもらったのですけれども、開通１年後のフォローアップ調査もしなければいけなくて、今進めているのですけれども、調査後の取りまとめ、その結果の報告を地区協議会に上げる予定なので、少なくともあと１回は地区協議会を開催する予定でございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

であれば、地区協議会のメンバーとして、国交省や県も入っているわけですから、この部分は残しておくべきなのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○政策推進室総合調整幹（近藤拓一郎君） お答えいたします。

この（３）で想定したのは、スマートインターチェンジの整備に係っていろんな関係機関と協議しなければいけないということで載せているというふうに認識していますので、その整備が完了したということで、この（３）は削除したというふうに認識しています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございますか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。おはようございます。

私も今、本名議員と同じで、やはりこの（３）番と（４）番というのが、ちょっとこのスマートインターチェンジに係るという断定した言葉を変えて、やはり残すべきなのかなというふうに思っております。総務の委員会等でも調査研究ということで視察にも行ってきたのですが、やはり国とか県との関わりを持った上で道の駅というのを建設しているというお話もお伺いしていますので、ここはやはりスマートインターチェンジに特化したような形でこの現行は書かれているのであれば、そこを少し直して、見直した形で、やはりこの（３）番、（４）番というのは残した上で改正をするべきなのかなというふうにちょっと感じたのですが、その辺のお答えをいただければと思います。

○議長（内藤美佐子君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

（４）番につきましては、地域の活性化に関することということで、地域活性化発信交流拠点のことをうたっていたものですから、それが（１）に入ったものですから、そこに集約したという話でございます。

あとは、国、県、関係等というのは、スマートインターチェンジの周辺道路の整備及び安全対策に関することの中に、先ほど調整幹のほうもおっしゃいましたけれども、含まれているという形で、特にそこに含まれているということで、あえてこの条項には残さなかったというのが現実でございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。ありがとうございます。

そこの（２）番のほうですか、そうすると。に含まれているというような今お話あったかと思うのですが、現行だとやはりこの（２）番がありながらも、（３）番という形で記載があったわけですので、スマートインターチェンジに係る国、県ということで、今回、ごめんなさい。国とか県が全く関係を持たないという意味ではないのでしょうか、このワードがなくなることによって、何か国とか県を関係なしに、もう町単独、また民間事業者は単独で動かれるのかなというふうにちょっと捉えられがちなので、そこら辺をもう一度ちょっと検討し直していただければなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

その辺に関しましては、当然入ってくるものというふうな形で、シンプルにしたかったということが1つありますので、当然（１）番、２番の条項には国、県、埼玉県等も含むという形で情報のほうはさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（内藤美佐子君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 最後にいたします。すみません。ありがとうございます。

この（２）番に加えるなら加えるで結構なのですが、一応この国、県とか、関係機関という言葉が少しあればいいのかなというふうには思いました。

それと、これもうごめんなさい。地域活性化発信交流地点整備担当という形でこの名称が変わるというふうなお話ですが、何かこのスマートインターチェンジと、この（４）番もそうなのですが、離れた形というふうに捉えがちなのと、地域活性化発信交流拠点というのは、これは一般の人たちが見て、スマートインターチェンジ周辺というのがどこまでの方が分かるかなというふうにちょっと思いましたの

で、ちょっと名称的な話にはなってしまうのですが、その辺どのようにお考えなのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これに関しましては、広報等を通じまして、皆さんに伝わるような形でしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいでしょうか。

ほかによろしいですか、副議長。

○副議長（細谷光弘君） はい。

○議長（内藤美佐子君） それでは、1番の行政組織の改正については、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩します。

（午前 9時47分）

---

○議長（内藤美佐子君） 再開いたします。

（午前 9時48分）

---

#### ◎三芳町認知症施策推進計画（案）について

○議長（内藤美佐子君） それでは、協議事項の2点目であります三芳町認知症施策推進計画（案）についてということで、健康増進課より課長をはじめ3名来ていただいておりますので、説明をまずいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

課長。

○健康増進課長（池田康幸君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

では、本日は新たに策定いたします認知症施策推進計画につきまして、策定途中ではございますが、その概要についてご報告いたします。

初めに、会議資料の04-01、認知症施策推進計画の概要についてご説明させていただきます。計画の策定でございますが、認知症基本法第13条に定める「市町村認知症推進計画」でございます。政府におきましては、認知症基本法第11条第1項に基づく「認知症施策推進基本計画」を12月3日に閣議決定されております。埼玉県におきましては、令和6年3月に発表されました「第9期高齢者支援計画」の第3節、認知症施策の総合的な推進を埼玉県認知症施策推進計画としております。

当町におきましても第9期介護保険事業計画第5章第4節において、認知症施策の充実を掲げているところではありますが、この後ご説明いたします政策における特徴を重視し、本計画を策定したところでございます。

計画期間におきましては、令和7年度から令和11年度となります。

策定における特徴でございますが、本計画につきましては、認知症の人及び家族等の意見を聞いてとのこ

とから、住民による話し合い、関係者への意見聴取に重きを置いております。具体的には、令和5年度にチームオレンジメンバーとの話し合いを9回実施し、骨子を作成いたしました。

令和6年度は骨子を基に5か月かけ、関係する団体へヒアリングのほうを行いました。また、第9期介護保険事業計画の策定委員でもあります介護保険推進委員会の委員から、介護保険推進委員会の場を通じて意見をいただいているところがございます。パブリックコメントにつきましては、12月下旬頃から実施を予定しております。なお、チームオレンジについて補足いたしますと、認知症サポーター養成講座を受講した方で、さらに地域支援の活動の知識を深めたい方を対象に実施しております認知症サポーターステップアップ講座を修了した方のうち、活動を希望される方をチームオレンジメンバーとして登録しております。このチームオレンジメンバーが登録している組織がチームオレンジとなります。チームオレンジは、認知症の人やその家族を地域で支えるためのボランティア活動であり、主に外出支援や見守り、声かけ、話し相手など日常生活のサポートや認知症に関する正しい知識を広め、地域全体に理解を深める役割の下、活動を行っているものでございます。

本計画のポイントについてご説明いたします。2ページをお願いいたします。本計画は、認知症基本法の趣旨を踏まえて、認知症の人とその家族や介護者などの参画を得て意見を聞き、対応しながら進めてきました。具体的には(1)、計画策定における認知症の人やその家族、関係者の参画を示すとおり、チームオレンジメンバーの集いを全9回開催し、延べ157名で話し合いを進め、骨子を作成いたしました。この骨子を基に5か月かけ、関係する8団体へヒアリングを行い、案を作成いたしました。オレンジメンバーとの話し合いから(2)、次の3ページをお願いします。基本理念を「認知症の人がいきいきと輝いて暮らせるまち」とし、この計画における語句の説明を加えております。

計画の構成についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。計画は1章から4章で構成しております。第1章につきましては、計画策定の趣旨、策定方法を、第2章は計画の考え方を、第3章は基本目標・基本施策・目標値を、第4章は資料編となっております。

具体的にご説明いたします。資料2を御覧ください。3ページをお願いいたします。第1章につきましては、先ほど計画策定のポイントにてご説明させていただきました内容が記載されております。

続きまして、6ページをお願いいたします。第2章の(1)、みんなで考え、話し合いましたでは、話し合いの中から出てきたキーワードを基に、7ページをお願いいたします。4つのStep、Step1、こんなまちだといいね。Step2、どうしたら実現できるだろう。Step3、あちこち聞いてみよう。Step4、みんなで取り組みます。を経て計画(案)を策定いたしました。

8ページをお願いいたします。基本理念は、先ほどのStep1、こんなまちだといいねから完成いたしました。

9ページをお願いいたします。この基本理念を達成するため、2つの基本目標を設定し、1つ目を認知症の人が自分らしく毎日楽しく暮らせるまちとし、予防・社会参加に重点を置いた活動となります。

2つ目は、認知症の人が不安なく暮らせるまちとし、家族支援・住宅支援に重点を置いた活動となります。また、それぞれの基本目標に、それぞれ2つの基本施策のほうを設定しております。

10ページをお願いいたします。第3章は、基本理念の達成をめざし、基本目標については、みんなの役割として、住民の役割、地域・企業の役割、行政の役割を明記し、基本施策については、具体的な事業をそれ

ぞれ明記しております。

21ページをお願いいたします。第4章は、資料編となっております。特に32ページからは認知症サポートセンターが作成したチラシをチームオレンジメンバーとの話合いの経過として掲載をさせていただきました。

簡単ではございますが、以上で認知症施策推進計画（案）の主な概要についての報告を終わります。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

計画（案）について今、説明をしていただきました。この件についてはパブリックコメントがもうそろそろ始まるということなのですけれども、これで少し質疑受けさせていただいてよろしいですか。

課長。

○健康増進課長（池田康幸君） はい、お願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） それでは、皆さん、質疑可でございますので、挙手にてお願いいたします。よろしいですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。おはようございます。

認知症のこの推進計画ってとてもいいなと思って、今までご苦労さまです。ちょっとお聞きしたいのは、これ作成していくのに、いつもコンサルタント会社に委託して、それで作成していきますよね。できれば私は町の方針も入ってきますので、コンサルタントに委託するのではなくて、町で作成してもらいたいと。そうすると支出が大分削減できますので、そういったことができるのか、その辺どういうふう考えているか、お願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 計画の中身ではなくて、策定についてですか。

よろしいですか。

では、課長、お願いします。

○健康増進課長（池田康幸君） この本計画に関しましては、先ほど概要でご説明させていただいたとおり、住民の方々の話合いというところと、あと認知症の家族、あとは地域住民の方々という意見を重視してまいりました。コンサルタント会社に関しましては、今回は入れておりません。我々と、あと認知症サポートセンター、あと関係者のほうで積み上げて議論をして、このような形にしたというところでご理解いただければと思います。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） できれば、ほかの課でもそういうふうにしてほしいなと思って、今回はとてもよかったかなというふうに思います。

○議長（内藤美佐子君） 意見でよろしいですね。

ほかにございますか。

光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。説明ありがとうございます。

私の聞き違いかもしれないのですが、先ほどの課長の説明の中で、チームオレンジのメンバーについて、認知症サポート関係のステップアップ講座を卒業した人が159名というふうに私は耳に入ってしまったので

すが、20ページのめざす目標値、現状値もそうなのですけれども、ここでは110人という目標値になっているのですが、聞き違いがなければの話なのですけれども、数字のこの違いというのですか、これは必ずしもステップアップ講座を卒業した人全てではないということなのだと思いますのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○健康増進課長（池田康幸君） 説明の中では、すみません。私、もしかしたら飛ばしてしまったのかもしれないのですが、延べ157名で、今、チームオレンジメンバーの登録者は約60名でございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

とても大事な計画が進んでいくのだなということで、今、説明をお伺いいたしました。認知症カフェは、認知症サポートセンターで行われていることと併せて、町内の施設でも行われているわけなのですが、この計画の中にそのカフェの開催箇所数を今後拡大していくようなものが含まれているかどうか、お伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 高市主査、お願いします。

○健康増進課主査（高市 朋君） 高市で答えさせていただきます。

認知症カフェの開催についてですが、そちらのほうも今後開催を増やしていくということでは考えてはおります。

○議長（内藤美佐子君） 計画に入っているかという。

○健康増進課主査（高市 朋君） 計画に入っているかということですね。

一応計画の中でも、計画の19ページのところで、真ん中の辺り、（2）番、認知症の人や家族介護者を支えるための取組の中で、丸の4つ目、認知症カフェの実施というところで記載をさせていただいております。家族や認知症の人が支え、受けられる支援を広げていくということで、このカフェの実施を増やしていくということで記載をさせていただいております。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

計画の方向性としては入っているということは、今、ご説明はいただいたのですが、今後5年間の計画ということであるならば、やはりその計画に数値的なものであるとか、文言が盛り込まれているということが計画ではないかと思うのです。これだと、ただ実施となっていて、そこが明記されていないところで、ちょっと少し不足な感じがするのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○健康増進課長（池田康幸君） 桃園議員がおっしゃっていることは、多分数値目標にこの回数を入れたほうがいいのではないかとご提案という形で受け止めさせていただいて、検討させていただきます。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

それとあわせて、やはり私もこの活動に参加をさせていただいている一人なのですが、認知症カフェのみならず、やはり高齢の方が集い合うという場所ってほかにもあるわけで、やっぱりそこに線引きしてないと思うのですね、高齢の方が集う、交流する。それは社会参加の中で認知症を予防していくという、そういう効果もあることを思うと、地域のサロンでありますとか、そういうところとの連携とか、そういうところはこの計画の中には入っていますか。

○議長（内藤美佐子君） 少し時間かかりますか。

では、主査、お願いいたします。

○健康増進課主査（高市 朋君） すみません。お答えさせていただきます。

計画の11ページのところを御覧いただきたいのですが、地域・企業の役割というところで、こちらのほうで3つ目の黒ぼちですか、一人では外出が難しい認知症の人や、閉じこもりがちな認知症の人を地域の行事やサークルなどの趣味に誘ったり、行事等に参加しやすいように内容を工夫したりしますというようなところで、一応地域との連携、サロンとの連携のようなものの文言を入れさせてはいただいております。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。桃園議員、大丈夫ですか。

では、すみません。桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

ちょっとこの文章を読みますと、これは地域・企業の役割ですよね。この町の施策として、この地域の仕組みをつくると言うよりも、地域や企業の役割となっているところとして、何となく少し意味合いが違うのかなという感じがするのですが。

○議長（内藤美佐子君） 今のは質疑ですね。

意味合いが違うのではないかということなのですが、地域とのつながりということとはちょっと違うということですか。

いいですか。では、桃園議員、もう一度詳しくちゃんと質疑をしていただけますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 先ほど私が申し上げたのは、町として、町の仕組みづくり、環境整備として地域のそういうものと認知症カフェとか、そういう高齢の方が集う場所の環境整備というところとしてつながりをつけてあげるとか、使いやすいうようにしてあげるとか、また紹介してあげるとか、そういうところで、町が整える部分としてのところをちょっと確認をさせていただいたのです。ここでいきますと、地域・企業の役割ということの意味合いを私がちょっとうまく理解できないので、ちょっと違うような感じがしたのですが、私もちょっと読み込んでみます。すみません。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか、質疑ではなくて。

○議員（桃園典子君） はい、すみません。

○議長（内藤美佐子君） では、しっかりと読み込んでみましょう。

よろしいですか。では、主査、答弁願います。

○健康増進課主査（高市 朋君） すみません。失礼いたしました。

12ページのところに今回行政の役割という形で記載をさせていただいております。下のほう、下から4つ目、「認知症の人が活躍できるよう、本人ができることや得意なこと等の本人の声を聞き、それらが発揮で

きる場や機会がもてるよう支援します」というところや、下から2番目の「認知症の人が居場所を求めるとき、本人の意見を聞き、一緒に居場所づくりを行います」など、本人の意見を聞きながら場所づくりを進めていきたいということは記載をさせていただいております。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

よろしいですか、桃園議員。よろしいですか。

○議員（桃園典子君） はい。

○議長（内藤美佐子君） では、ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。よろしくお願いします。

基本理念で伺いたいのですけれども、概要だと3ページですか、計画（案）だと8ページになると思うのですが、「認知症の人がいきいきと輝いて暮らせるまち」ということで、その下に認知症の人の定義があるのですが、結局「認知症の診断や症状などありなしにかかわらず、すべての住民をさします」というのは、ちょっと無理があるのではないかと思うのですけれども、この基本理念の中で、「認知症の人がいきいきと輝いて暮らせるまち」というのは、それはそれでいいのですけれども、どうなのでしょう。「すべての人が」というのを認知症の中に入れていいのかどうかというのはどうなのですかね。どう考えますか。

○議長（内藤美佐子君） 高市主査、お願いします。

○健康増進課主査（高市 朋君） お答えいたします。

認知症の人がということで、認知症の計画である以上、認知症の人がという言葉を使っておりますが、認知症には誰もがなり得るということは国の計画にも明記をされていますので、認知症の人だけのためのものというよりは、将来認知症になるかもしれないということも含めた形での計画になっております。なお、ほかの行動のところにおいても、認知症の人、認知症になってから活動する、行動を始めるというわけではなく、認知症になるかもしれないということも踏まえて、住民の方への支援というものを行っていききたいという意味を込めて、ここの認知症の人については、認知症の診断を受けている人だけではなく、なり得る可能性がある全ての人という文言を入れさせていただいております。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

それは分かるのですけれども、そうではなくて、基本理念として認知症の人ということだけで、全ての住民を指すというのが理解が難しいのではないかということなのですが。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

今、高市のほうからご説明させていただいたとおりなのですが、基本的には。ただ、確かにおっしゃる意味というのも理解できます。ここに全ての住民が含まれるのであれば、認知症の人がではなくて、住民がでもいいのではないかというような形でも捉えることというのができます。ただ、この認知症の人を先ほど高市がご説明させていただいたとおり、認知症の人を診断あるなしにかかわらず、くくるのではなくて、やっぱり全ての住民の人たちがこうなり得る部分があるのだよ。なので、ではこれ住民イコール全て認知症なのか。ここは大変難しいところではあるのですけれども、誰もがなり得るところというところの意味でご

理解いただけたらなというふうを考えているところです、今のところは。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

すみません。しつこいようでも申し訳ないのですけれども、基本理念としてこうやって上がっているの、言っていることよく分かるのですけれども、言われたほうで認知症の人がと言っても、それが全ての住民を指すとはつながらないというので、基本理念とするのだったら、もう少し分かりやすいほうがいいのではないのでしょうかと言っているだけです。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○健康増進課長（池田康幸君） おっしゃっていることは我々も重々承知しておりますので、ここはもう一度ちょっと検討させていただきます。

○議長（内藤美佐子君） よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

ほかはいらっしゃらなければ、副議長を指しますけれども、よろしいですか。

では、細谷副議長。

○副議長（細谷光弘君） 細谷です。

20ページの評価指数とめざす目標値の中の例えばこの主観的幸福感とかは、この認知症の人の割合ではなく、町民全体の割合を示しているのかなと思うのですが、それでいいのかというのを聞きたい。

○議長（内藤美佐子君） 高市主査、お願いします。

○健康増進課主査（高市 朋君） お答えいたします。

全ての人ということで、そのとおりでございます。

○議長（内藤美佐子君） 副議長。

○副議長（細谷光弘君） 細谷です。

これは、認知症の人のための計画ということで、その25ページ、26ページに基本的施策の関係というところの中の何かしらそちらに特化したような目標値というのを何かしておいたほうがいいのかという気もするのですが。

○議長（内藤美佐子君） 質疑の内容を詳しく。

よろしいですか、今の質疑で。

○副議長（細谷光弘君） 今、この25、26の中で詳しくいろいろ書いてありますよね。その中で何か目標となる数値等を具体的に設定したほうがいいのかと思ったのですが、住民全員の幸福度と言われても、認知症の計画なのに、全然関係ない人が幸せになったというのも入って評価してもあまり意味がない。その区別しているならいいのだけれども、区別していない指数を持ってきて評価するというのはどうなのかなというふうに思うので、例えばこの認知症のサポーターの企業だとか、何でもいいのだけれども、そういった人の数だとか、具体的にそういうほうが何か評価しやすいのかなと思ったので、聞いたのですが、どうでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○健康増進課長（池田康幸君） ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりかなと思います。主観的なこの健康度と幸福度の部分に関しましては、確かに議員おっしゃるとおりかなというふうには思っているところです。ここはやっぱり難しいところというのが、認知症の人たちを抽出してこのような意見を聞くというのは、まず質問者がつくれないというのと、対象者については送れないというところがありますので、全体的な幸福の部分に関しましては、これは総合計画のほうの数値のほうを当てはめてはいました。

ただ、その一方で、今おっしゃっていただいたその認知症の企業の理解する登録数だとか、そういったところに関しては確かに聞いていてそうだなと思いましたので、その部分に関しましても、再考していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでは、健康増進課の皆さんによる三芳町認知症施策推進計画（案）についての報告並びに協議事項は終了とさせていただきます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） この件はありません。

暫時休憩します。

（午前10時13分）

---

○議長（内藤美佐子君） それでは、再開いたします。

（午前10時14分）

---

#### ◎三芳町特別職報酬等審議会の答申について

○議長（内藤美佐子君） 協議事項3点目の三芳町特別職報酬等審議会の答申についてを総務課に説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

総務課長、お願いいたします。

○総務課長（忠平 訓君） 本日は、貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

本日説明させていただきますのは、三芳町特別職報酬等審議会の答申についてであります。説明は、総務課の田中、山崎、小林、私、忠平でさせていただきます。よろしく願いいたします。

説明につきましては、審議会の審議概要、その後、答申内容の順で説明をさせていただきますと思います。今回、議会議員の報酬につきましては、町長より諮問があり、審議会を開催させていただいたところであり、審議会は、8月26日、10月10日、11月12日の3回実施をさせていただきました。委員は、町内公共的団体等の代表者を中心に10名で構成させていただきました。

第1回では、三芳町議会議員の報酬についてを議題として審議を実施し、まず審議の初めに、今回の審議内容の概要や状況につきまして説明をさせていただきました。説明内容といたしましては、諮問の概要として、最近の社会事情は、時代の変化に伴い、行政の役割が大きくなり、議会議員の活動量が増加している状

況であります。また、昨今の労働者の賃金上昇、物価高騰がしていることも踏まえまして、現在の議員報酬については、しばらく改定も行っていないこともありまして、その妥当性について審議をしていただく必要があるということで説明をさせていただきました。

社会情勢につきましては、長引く景気低迷だけではなく、2000年初頭の三位一体の改革、2008年のリーマン・ショック、2011年の東日本大震災、平成25年の国からの給与削減措置要請などにより、期間を定めた報酬減額条例は多くの自治体で提出され、報酬等の削減ムードが続いておりました。しかし、近年では国内の景気の改善傾向や賃金上昇など経済状況は回復基調にあり、物価指数も上昇傾向にあるというふうな説明をさせていただきました。

また、町の財政状況につきましても、経常収支比率の上昇や基金残額の減少など厳しい財政状況が続いており、第5次総合計画では行財政基盤強化プロジェクトを緊急重点プロジェクトに位置づけており、行財政改革の取組や税収の増加などにより、同計画での財政指数に係る目標も達成する見込みであります。令和4年度決算では、経常収支比率が85.5%、基金残高は約35億円となっている状況も説明をさせていただきました。

議員報酬の動向といたしましては、議会議員のなり手不足の問題が深刻化していることから、全国町村議会議長会より国へ要望が行われており、その概要も説明をいたしました。

ほかに、当町のこれまでの報酬改定状況、県内の報酬単価、議員活動日数等の状況、議員報酬の歴史的背景や公務員の給与などを説明し、審議のほうに入りました。ざっくりであります。そのような内容となります。その後、当町の議員報酬について審議をさせていただいたところでありまして。その結果、議員報酬につきましても、引き上げることが適当であるというふうに至りました。

第2回では、第1回での結果に基づきまして、具体的な報酬単価の審議を実施をさせていただきました。第1回での委員さんからのご意見を踏まえまして、参考資料や様々な報酬シミュレーションを提示し、審議をさせていただきました。

第3回では、答申内容の審議を実施しました。

以上が審議内容であります。

この審議を経まして、11月12日に答申が行われたということになります。

次に、答申の内容につきましては、お手元の答申書を御覧いただければというふうに思います。

まず、議員報酬につきましては、現在の社会経済情勢や町の財政状況、議会議員を取り巻く環境の変化等を鑑み、議会議員の報酬については引き上げることが適当であるとの結論に至りました。また、金額については、消費者物価指数や民間給与など客観的な数値の上昇を踏まえる必要があるとのことになり、そこで国税庁の調査で、民間給与実態調査の年間平均給与を参考に、社会一般の情勢を反映することで検討をさせていただきました。

議員の改定状況が平成18年度に報酬の改定を検討し、上程した経緯があり、その時期と令和5年度の平均給与の上昇とおおよそ10%の物価上昇が見られるため、報酬の年間総額を10%引き上げるとの結論に至りました。報酬単価といたしましては、議長が35万8,000円、副議長が30万円、委員長が28万6,000円、副委員長が28万円、議員が27万8,000円とする内容となりました。改定時期は、令和7年4月からが適当であるとのことでありました。

また、審議の中で、委員さんより意見がありました内容につきましては、お手元の資料のとおりであります。内容につきましては、後ほどご確認いただければと思います。

その中で2点につきましてご説明をさせていただきたいと思います。まず、審議会の中で、町長、副町長及び教育長の給料についても議会議員の報酬と併せて検討すべきとの意見が出ました。そこで、第2回の審議会で審議を実施し、その結果、物価指数の上昇や民間給与の回復基調を鑑み、三役の給料につきましては、議員報酬の検討と同様に、国税庁の民間年間給与実態調査を参考に検討を行い、これまで三役の改定につきましては、平成18年度に減額改定を実施し、その前に平成8年度に増額改定を行っており、その平成8年度と令和5年度の民間年間給与が同水準となっている状況でありましたので、平成18年度の減額改正前の金額にすることが適当であるという結論に至りました。給与単価は、町長が78万円、副町長が66万円、教育長が62万5,000円、改定率で申し上げますと、2.5から4%であります。

次に、附帯意見として答申がありました。その内容が2点あります。まず1つ目が、議員報酬の引上げに伴う財政負担の増加等を鑑みて、次期議会議員選挙までに、議会において議員定数の削減を検討することを強く要望するとのことでありました。

2点目が、議会議員や町長等以外の特別職の報酬についても、社会経済情勢の変化を踏まえて検討することを要望するとのことでありました。

この2点につきましては、審議で意見が出ましたが、この件は審議会での審議対象ではないことから、意見として付したものであります。

以上が三芳町特別職報酬等審議会の答申の内容となります。今後、この答申を受けまして、報酬額を検討し、議会に上程する予定であります。

以上であります。

○議長（内藤美佐子君） 説明ありがとうございました。

いろいろと説明はしていただきましたけれども、何か聞いておきたいことあれば、許可いたしますけれども、いっぱい挙がりますか。

では、菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。ご説明ありがとうございます。

この答申が出て、ご意見とか、いろいろ附帯の意見とかあるのですけれども、この内容というのは公開しても大丈夫ですか。

○議長（内藤美佐子君） 課長。

○総務課長（忠平 訓君） 公開、すみません。どちらに。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 例えば議会だよりとか、あと例えば各議員のいろんなレポートとか。

○総務課長（忠平 訓君） ちょっと検討させてください。今すぐちょっと返答ができなくて申し訳ないのですけれども。

○議長（内藤美佐子君） はい。では、エンディングというか、後ほどお願いいたします。

では、菊地議員。

○議員（菊地浩二君） でも、これ公開文書ですよ。

○議長（内藤美佐子君） 山崎主幹。

○総務課主幹（山崎陽介君） 山崎です。マル秘ですとか、個人情報がかっているような文書ではございませんので、マスキングするようなものではございません。ただ、公開といったところで、やはり一定の審議会、自治法に基づいて、また条例に基づいて審議会で検討した結果ですので、その結果をどうこう評価するかというのは、一定のある程度のこの配慮というか、それもあるのかなと思いつつもありますので、マル秘ではございません。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

こうやってご意見をいただいているということは、やはり議会としても真摯に受け止めなければいけない。ただ、議会として審議をするのであれば、やはり公開情報になるので、ここら辺を配慮しながらというのはちょっと難しいのかなと思うところなのです。なので、これだけ出しているということをしつかりとやっていいのかどうか、微妙なところもあると思うのです。そこら辺、大丈夫なのかという確認なのですけれども。

○議長（内藤美佐子君） では、課長、お願いします。

○総務課長（忠平 訓君） すみません。回答については、また後ほどさせていただきたいと思うのですが、今回審議会のほうは非公開でさせていただいたところもありますし、今回説明をさせていただいたことと、この答申を出したのは、当然議員さんに関わる部分もありますので、いろいろ上程する前にこういう答申が出たということは、きちっとご説明をさせていただかなければいけないということで、今回このような形を取らせていただいたところでありますので、すみません。どこまで公開するのか、ちょっと一旦持ち帰りをさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

○議員（菊地浩二君） はい。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。特別職ということで、町長とかも引き上げるということで、正直言って議員はもう何年も引き上げていないし、それこそ生活していくことができるような、そういった報酬にしなくてはいけないと思いますので、ただなぜ議員以外も特別職だからといって上げるのか、ちょっとその辺について、78万ということで、現在の金額でもいいのかと思うのですけれども、その辺はなぜそちらのほうも審議のほうでは上げるということになったのか、お伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 課長。

○総務課長（忠平 訓君） 今回の諮問につきましては、議会議員の報酬として町長のほうから諮問が出されたということになります。審議会の中で、今までの経緯の中で、それぞれ三役と議会議員の報酬と一緒に今まで改定をしてきた中で、今回一緒に検討する必要があるのではないかというご意見がありまして、その中で審議会のほうで諮っていったという経緯でございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それから、もう一点、先ほど菊地議員のほうから公開ということで、やっぱり公開して当然だと思っておりますけれども、その附帯の意見として、議員の削減という、これがセットという、



○副議長（細谷光弘君） 何かその論議の中で、最近物価が10%上がったから、そのぐらい上げるべきだみたいな話なのだけれども、このもともとの25万2,000円が何年前からあって、そのそこから何%物価が上がっているという、そういう論議にはならなかったのかというのを聞きたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 忠平課長。

○総務課長（忠平 訓君） 今までのこれまでの過去の改定の状況につきましては、説明をさせていただきました。それと、最近の物価上昇と、あと先ほど申しましたけれども、国税庁の年間の給与所得のものも平成8年から遡りまして、ずっと全部このような推移で上がっています、下がっていますというのを説明した中で、その中での審議の議論ということを見せていただいたところであります。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 副議長。

○副議長（細谷光弘君） 細谷です。

いろいろ研修なんか行きますと、その議員報酬について、定数とは別に考えてやるべきという話があるのですが、この審議会の中で全体からすれば、その予算と考えれば定数というのも関係あるのかもしれないけれども、その報酬審議会の中で、この附帯について、報酬について話し合う場で、これをつけるというのできるのが普通なのか、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（内藤美佐子君） 課長。

○総務課長（忠平 訓君） 先ほども説明をさせていただいたとおり、今回この審議会は定数についてを審議する場ではないということは説明をさせていただきました。その中で、報酬につきましては、いろいろ議論をさせていただいた中で、意見としてこういう意見がありましたということにつけたいというような委員さんの中のご意見がありましたので、こういうふうな形を取らせていただいたという経緯でございます。

○議長（内藤美佐子君） 副議長。

○副議長（細谷光弘君） 細谷です。

その定数について話し合う場ではないのに、それを説明しているのに、附帯につけるということが適切なのかというのはちょっとよく分からない部分があるし、そういうふうに役場のほうで一応皆さん集まって、そういった経験者の方がお話ししているわけですから、それなのにこういのがついてくる。逆に言えば、では定数を減らさないのだったら、この給料上げないですよという話になるのかなというふうに思うのだけれども、どうなのですか、そこら辺は。

○議長（内藤美佐子君） これ附帯決議とか、そういうものではなくて、意見の集約をここに載せたということだけですよ。

〔「附帯意見で」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） 附帯意見ですよ、附帯意見。それは町長への答申という中の意見で、これ議会に言っているわけではないですよ。

忠平課長。すみません。私が言いました。

○総務課長（忠平 訓君） 審議会では、いろんなご意見をいただきました。その中でまず諮問がありました。報酬についてきちっと審議をしていただくということで、ここはきちっと答申をさせていただくということで意見がまとまりました。その中で、今お話がありました定数につきまして、こちらは先ほども説明し

たとおり、審議の対象外ではありますが、委員さんの中で意見としてつけさせてほしいという委員の総意でありましたので、今回別枠で答申書の中にこれをつけさせていただいたということでもあります。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） あくまでもこれは町長への答申ということで、これを議会にということではないですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） ということです。

ほかにございますか。

では、小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ご説明ありがとうございます。

これちょっとお聞きしていて確認なのですが、これはあくまでもその物価の上昇分を含んだ形で今回答申があったということでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 山崎主幹、お願いします。

○総務課主幹（山崎陽介君） 山崎です。

今、忠平のほうから説明がありましたが、もちろん物価のほうは参考にしております。ただ、これまでの改正の過程ですとか、社会情勢、また議会、全国町村議長会ですとか、市議会議長会、そういったところの意見がどういふのが出ているとか、そういったところも含めてやりました。また、単純に物価上昇10%だからという10というわけではなく、民間給与のやはり先ほど言ったとおり、平成8年ですとか、今の物価の指数は令和2年、2020年を基準としております。そういったところも説明した中で、10%という結論になった上で、複合的なところで結論づけています。単純に10%というところはなっておりますが、ただ物価上昇のみをピックアップしているというわけではございません。

○議長（内藤美佐子君） では、課長がまず答弁をお願いします。

課長。

○総務課長（忠平 訓君） すみません。今の説明に補足をさせていただきたいのですが、シミュレーションにつきましては、いろんな金額から、いろいろ提示をさせていただいた中での議論ということをしていただいておりますので。

○議長（内藤美佐子君） では、小松議員。

○議員（小松伸介君） 答申としてこのような金額が上がってきてはいるのですが、これは議員報酬として適正金額ということでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 忠平課長、お願いします。

○総務課長（忠平 訓君） 審議会の中で、この報酬が適当ではないかという結論に至ったということです。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 先ほど上昇分のお話でしたが、もうその件をやったのか、それともこの金額が適正なのかというところを聞きたいのです。分かりますか、言っている意味。議会のほうから資料として出させていただいたのは、近隣の自治体の件とかも含めて出させていただいてまして、それで

適正かどうかというところを判断してくださいということでお願いしたつもりではいたのですが、その辺を議論されたのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（内藤美佐子君） 忠平課長、お願いします。

○総務課長（忠平 訓君） 先ほど説明させていただきましたが、県内のとか、類団の議員報酬を提示させていただいているものもありますし、議長会等でこのような試算をするとか、そういうことも提示をさせていただいた中での結論ということになります。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。ご苦労さまです。

同じような話になるのですが、当局のほうでシミュレーションをつくるに当たって、職員で言うと、地域手当、国のほうで定める数字なのでしょうけれども、その地域手当等と議員の報酬を対比させるというような、そういう考え方は今回はなかったのでしょうか。例えば我々議員同士で話したり、あるいはこの前も議員研修をやったりして、議員の報酬の額を含む在り方の問題、そういうのを話したりしているわけなのですが、私たちのところは10%を割った職員の地域手当ですが、例えば議員報酬も高い神奈川県内の幾つかの町、それらと比較すると、議員報酬は大きな開きがあるわけです。それは地域手当は向こうが高いわけなのです。10%を超えていると。だから、そういうものがそのシミュレーションするに当たっての根底に皆さんの中にあって、今回はそういうことについては何も言わなかったということなのかなというふうに思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 忠平課長。

○総務課長（忠平 訓君） 今回、第2回目のときにその額を提示をさせていただき資料といたしましては、関東圏内の類似団体の報酬等のことも参考に提示をさせていただいた中で比較対照で、どういうふうな金額が妥当なのかどうかというのは審議をさせていただいたところであります。

○議長（内藤美佐子君） 光下議員。

○議員（光下重之君） ということは、例えば私がさっき申し上げた神奈川県の寒川町とか、いろいろと町がありますよね。人口がちょっと違うかもしれないけれども、そういうところの議員報酬はこれですよという、もっともっと数値が高いと思うのですが、そういうことは参考例としては審議会の皆さんには出されなかったのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 山崎主幹。

○総務課主幹（山崎陽介君） 山崎です。

そちらのほう、総務省資料でございまして、関東圏、神奈川県含めまして金額を示しております。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

この件については議案が出るということですよ、いつか分かりませんが。

ということで、ではこの件については終了させていただきます。3)の三芳町特別職報酬等審議会の答申についての説明をここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

もう1時間たっていますので、10分間休憩いたします。

(午前10時43分)

---

○議長（内藤美佐子君） 再開いたします。

（午前10時50分）

---

◎三芳町竹間沢テニスコートの返還について

○議長（内藤美佐子君） 光下議員より早退の願いが出ましたので、許可しました。

それでは、協議事項の4点目でございます。三芳町竹間沢テニスコートの返還について、文化・スポーツ推進課より説明に来ていただいております。

課長、よろしくお願いいたします。

○文化・スポーツ推進課長（前田早苗君） よろしく願いいたします。

文化・スポーツ推進課からは竹間沢のテニスコートの返還、土地の返還についてのご報告とご説明に参りました。今回のテニスコートの土地の返還に関しましては、その運動公園のテニスコートの砂入り人工芝整備がもともとの起因になっております。運動公園テニスコートの整備につきまして、テニス協会とか、ソフトテニス連盟の方から当初要望をいただいていたというところの中で、砂入り人工芝化が検討されました。そういう経緯の中で、その際には、完成した際には、運動公園のテニスコートの整備が完成した際には、竹間沢のテニスコートの廃止も検討していかなければいけないというようなお話をしてきたというところがございます。

運動公園テニスコートにつきましては、砂入り人工芝化により、全天候型になりまして、小雨や降雨後の利用が可能となったこと、それから夜間照明の導入も行いましたので、利用枠が大幅に増えました。反対に竹間沢テニスコートにつきましては、借地でございます。借地の見直し等のご意見も予算特別委員会等々で皆さんからご意見をいただいていたところでございます。それから、こっちのテニスコートができたので、利用者の減少または老朽化によるメンテナンスの費用負担が課題となってきております。そういう中で、竹間沢のテニスコートは、小規模な緊急的な修繕しか今していない状況でございます。

借地の契約期間が本年度末、令和7年3月末をもちまして、3年ごとに契約をしているのですけれども、3年間の土地の賃借期間が満了となりますので、これまでの経緯、それから今お示ししております資料の1ページ目の下のグラフ、こちらはテニスコート利用数の推移なのですけれども、利用率にしてしまうと、枠が増えたので、ちょっと率だと比較対照にならないので、利用数という形で出させていただきましたけれども、利用数を見ていただきましても、青の部分が運動公園のテニスコートです。整備が終わった令和5年の4月以降、すごく増えている。利用が増えています。下のオレンジの部分が竹間沢のテニスコートの利用の数でございますけれども、こちらはもともとそんなに利用がなかったところで、テニスコートに動いた人がいるというところで、幾ばくかの利用はございますけれども、まだ減少しているところがございます。

利用数がこれで、2ページ目を御覧いただくと、2ページ目に今後竹間沢のテニスコートを維持した場合の想定する維持費もお示しさせていただきましたけれども、町負担分として借上料が約500万円毎年かかっております。もし維持した場合はコート整備の必要がございます。こちらにつきましても、コート整備、一応350万という形で出させていただきます。これは、今の指定管理者が整備した場合の見積りを取った金額でございます。また、修繕料、フェンスであったり、ラインが切れたとかというような修繕料も計

上させていただきまして、町負担分として10年で5,400万、それから指定管理者の負担分としまして、鍵の管理、これは毎年発生しているのですけれども、お近くの方で鍵を毎朝毎夕開けて閉めてくださる方がいらっしゃいます。そして、雨が降った場合とか、テニスコートが利用できる、できないの判断をその方がしてくださっている方がいらっしゃいますけれども、その方にこの年120万のお支払いをしております。それから、トイレ等の浄化槽の保守管理費用、砂等の消耗品等々を想定しますと、通常でも年約700万、10年で7,400万かかっていくのではないかなというふうな試算をしたところでございます。

そのようなことから、総体的に考えまして、竹間沢のテニスコートに関しましては、今後廃止という方向で今、利用者の方に周知を10月の末から始めさせていただきました。

お声に関してなのですけれども、ソフトテニス連盟、テニス協会の方々に関しましては、もともとそういう話であったということもございますので、ご理解をいただいております。一般利用の方で一人だけもうちょっと説明をちゃんとしてほしいなというふうな声をしてきてくださった方がいますので、この議員の皆様にお話をした後に、ちょっと費用のことがあるので、なかなか言いづらかった部分があるのですけれども、皆様にもこれでお話をしたので、ざっくりとした費用感とかをお話ししながら、やはりこちらは存続が厳しいのだよということをご理解をいただいているかなというふうな思っているところでございます。

ご理解いただいた状態で、3月議会で体育施設条例の一部改正で、テニスコートの廃止という形で上程をさせていただきます。令和7年度につきましては、返還のための予算を計上させていただきまして、原状復旧の工事をして、令和7年度の早いうち、早いうちといいますが、秋頃ですか、に返還を完了する予定で動いていることをご報告させていただきます。

なお、返還に向けましては、先ほどの利用者の方の周知は始まっているところでございますけれども、施設のある竹間沢地域の区長さんにもお話をさせていただきました。区民に周知するために、地域の方の利用がどのぐらいあるのかを知りたいというふうなご要望もいただいております。今、その数はまとめておりますけれども、2市1町相互利用ができる状況の体育施設でございますので、そんなに三芳の方の利用が多なくて、本当7割ぐらいは町外の方の利用であるというふうな状況が今、見えております。

それから、あと地権者さんとの協議につきましても、こちらの砂入り人工芝ができたときから返還の話はさせていただいております。前課長からもお話があったということで、毎年毎年お話をさせていただきまして、今の方向性のお話もしております。ちゃんと理解をいただいているというところでございますので、この後、今、先ほどお話をしたとおりの予定で進めていくところでございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

それでは、この件については条例改正があり、また予算にも関わるということなのですけれども、確認しておきたいことあれば、少しよろしいですか、課長。

○文化・スポーツ推進課長（前田早苗君） はい。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。確認事項何かございましたら、挙手にてお願いいたします。

よろしいですか、議員の皆さんは。

では、副議長、お願いします。

○副議長（細谷光弘君） 細谷です。

3月までの契約ということで、だけれども、壊すのは秋ぐらいという話だったので、まだそこまでの契約  
というか、賃借料は発生するという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○文化・スポーツ推進課長（前田早苗君） 前田です。お答えいたします。

今年度中にとり話もあったのですが、これ指定管理の収入にもなってくるところがございますので、3月までしっかりテニスコートは維持という形で考えております。来年度に関しましては、お借りしている中で返却しますので、地権者の方には賃借料は発生しますが、少しこういう理由なのでということでご協力いただけますかというようなお話もただいま進めているところでございますので、こちらにつきましては、予算のほうでしっかり出させていただきますように思っております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

○副議長（細谷光弘君） はい。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか、皆さん。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、文化・スポーツ推進課による三芳町竹間沢テニスコートの返還についての協議はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩します。

(午前11時00分)

---

○議長（内藤美佐子君） 再開いたします。

(午前11時04分)

---

#### ◎藤久保地域拠点施設整備等事業について

○議長（内藤美佐子君） それでは、協議事項の5点目、藤久保地域拠点施設整備等事業について、施設マネジメント課より3名来ていただいております。

まずは、課長からの説明、よろしくお願いいたします。

○施設マネジメント課長（古山智志君） 本日はお時間いただき、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

藤久保地域拠点施設整備事業につきましては、現在実施設計を取りまとめ、建設工事を行っているところでございます。建設工事では、藤久保小学校のプールと学童保育室を解体し、工事エリア内外の安全を確保するため、仮囲いの鋼板等により区画を行い、新築工事に支障となる樹木の伐採などを実施しております。

また、建設費の増加については、昨今の物価上昇に伴い、入札時の建設に比べて上昇している旨、事業者より報告を受け、現在事業者と協議をしているところでございます。

本日は、進捗状況並びに事業費に関する現状につきまして、当課、藤久保地域拠点施設整備準備担当の郷間、新村と私の3名でご説明させていただき予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速説明のほうに入らせていただきます。

では、まず郷間のほうより説明させていただきます。

○議長（内藤美佐子君） それでは、郷間主査、お願いいたします。

○施設マネジメント課主査（郷間 成君） 施設マネジメント課、郷間です。

それでは、町が進めております藤久保地域拠点施設整備等事業についてご説明いたします。お手元、モアノートの発表者モードを使用してお説明いたしますので、ご利用いただければと思います。

ページめくりまして、まず本日の内容をご説明いたします。全員協議会での説明は、令和6年4月に実施しており、その際は基本設計の内容、ワークショップなどの住民の意見の収集方法、事業費の支払い方法、価格改定の仕組み、スケジュールなどについてご説明をさせていただきました。本日は、その流れを受けまして、資料に今、表示してありますとおり、1、進捗状況の報告、2、事業費に関する内容、3、今後のスケジュールなどについてご説明をさせていただきます。

それでは、資料をめくりまして、1番の事業進捗状況のご説明をいたします。今、表示しています工程表につきましては、事業開始時からずっと使っているものでございます。スケジュールの遅延などはなく進んできている状況でございます。現在は表示してありますとおり、実施設計を取りまとめ、本体工事の着手をしている状況となっております。前回のご説明が令和6年の4月でございましたので、それから本日までに進めた業務は、実施設計とプール、学童保育室の解体、こちらがメインとなっておりますので、これよりご説明いたします。また、今後のスケジュールにつきましては、後ほどご説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

資料、次のページに参ります。この資料も前回資料の焼き直しとなっております。P F I 事業全体の仕組みやメリット、デメリットにつきましては、これまで何度もご説明させていただいておりますので、本日はP F I 事業における建設業務についてご報告いたします。

建設業務が始まりますと、いよいよ従来型の整備とP F I 事業による整備の差を感じるところでございます。担当としては、経験上、従来型の整備とP F I、従来型の発注では書類のチェックや現場立会い等が業務の中心になってくるのですが、P F I 事業においては、マネジメントの色が濃く、事業者が動きやすいように関係者間の調整を実施したり、事業全体を俯瞰して、方向性や目標値、水準などをクリアにしていく業務というのがメインとなっております。イメージ的には自動車のナビゲーションで目的地を定めるような業務がメインとなっております。その目的地に至るルートを事業者が効率性やコストなどを勘案して選定をしていくような感じとなっております。事業者がノウハウを生かして、創意工夫を行って、最適なルートを選定できるよう、事業者と協力し、並走しながら事業を進めております。

一方、業務の節目節目では、モニタリング業者とともに、事業者の実施した内容をモニタリングし、求める水準を満たしていることを確認するとともに、創意工夫をスポイルしない範囲で要求を行って、公共事業としての事業の適正を確保しております。当町にとっては初めてのP F I 事業ではありますが、先行事例を研究し、三芳町に合った進め方を常に意識しながら事業を進めているところでございます。

資料変わりますので、次に具体的な進捗内容となります。まずは、取りまとめを行いました実施設計について簡単にご説明いたします。資料お示しの左半分は、前回ご説明した基本設計の図面となっております。基本設計でございますので、施設計画における考え方や技術的な根拠の整理が中心で、どちらかというと絵に近いような図面となっております。

一方、これらを基にして実施設計を行いますと、右半分のようにぐっと図面らしくなっていきます。実施設計では、各部の収まりを確認したり、施工順序であるとか、実際の使い勝手を検討しながら工事を行うために図面の作成を行ってまいりました。この段階においてもポイント、ポイントで実際に建物を使用する関係者や教職員などとも意見交換や確認などを行いながら進めています。

資料変わりました、同様に構造です。建物の構造に関する部分や各種設備なども実施設計において詳細設計を進め、資料上のほうの構造分野では、必要となる耐震性を確保できる構造部材の大きさや鉄筋の太さ、本数などを決めました。また、下半分の電気設備分野におきましては、電力を供給するための電線の太さや本数、接続されるブレーカーの位置や大きさ、コンセントの位置や種類などを決めました。

資料変わりました、こちらは施設のイメージをお伝えするパースでございます。このパースにつきましては、左半分が基本設計、右半分が実施設計ということになりますが、実施設計らしく、質感や植栽などもより細かいものを設計しましたので、作り直しを行っているところでございます。このパースを見ていただいてもご理解いただけたと思いますが、実施設計では基本設計を基に詳細な部分を詰めていく作業というのがメインとなっております。全員協議会では過去に基本設計のご説明をさせていただいていることも鑑み、今回改めて設計の詳細な方針などのご説明は省略させていただきます。

次に、資料変わりました、町が行っているモニタリングについてご説明させていただきます。現在進行形で実施しているところは、今、ご説明した実施設計に関するモニタリングとなっております。今、資料でちょっと小さいのですが、表示しているのが、モニタリング項目を整理する確認シートの抜粋となります。この辺りのまとめ方については、モニタリングの事業者や統括管理業務の事業者のノウハウが詰まっており、また項目も膨大になることから、全てをご説明できませんが、町の定めた要求水準書を満たしているか、1項目ずつ事業者、町、モニタリング業者がそれぞれ確認を行って、チェックバックや意見交換などを経てモニタリングを行っているところでございます。

具体的には、資料の表の一番左側の欄は、要求水準書から抜粋した町が求める性能というものを記載する欄となっております。その1つ右側の欄は、事業者のセルフモニタリングという事業者自身が行うモニタリング、自己チェック、この内容が入る欄でございます。こちらには、設計段階にあつては、設計者とSPCがそれぞれチェックを行う仕組みとなっております。その右側の欄、こちらが町のモニタリングになります。設計図等からでは確認しづらいところや、町が要求水準書に込めた意味などについてモニタリングを行い、チェックして、その内容の結果を記載いたします。この町からチェックに対して事業者よりその回答があつて、その結果、要求水準を満たしているということが確認できれば、モニタリング合格という流れになっていきます。町では、このモニタリングを通じて事業が適切に進んでいくように引き続き実施をしていきたいと考えております。

資料変わりました、次も内容ががらりと変わりました、建設業務のご説明をいたします。まず、最新の現場状況の写真にてご説明いたします。全体の雰囲気は上側の写真となっております。現在は、深層地盤改良工事という工事を実施しているところでございます。深層地盤改良工事につきましては、建物を建てるために建物の重さを、重さが耐えられる地盤に伝えなければいけないということが重要になりますが、今回の敷地においては、ボーリング調査により、今の地盤から地下6メートルぐらいに硬い地盤が確認されたため、ここに建物の重さを伝える必要がございます。設計においては、硬い地盤より上にあります浅い地盤、ここ

にある柔らかい地盤にセメントを混ぜて固めて潰れないようにする深層地盤改良工事という工法を用いることとなりました。こちらは、打ち込み杭、こういう杭に比べると騒音や振動が少ないことや長期間にわたって強度を保てることが大きなメリットとなっております。後ほど工程をご説明いたしますが、今年いっぱいはこの地盤改良の工事が主な作業となっております。この工事は、先ほど申し上げましたが、それほど騒音が出る工事ではございませんが、学校と連携をしながら、この騒音なども確認しながら工事を進めているところでございます。

資料変わりました、先にちょっと現況のほうを説明してしまいましたので、8月に本工事着工しているのですけれども、着工から現在までに実施した工事の概要をご説明いたします。図に示しているとおおり、プールと学童保育室に関しましては、建物の解体が既に終わっているところでございます。プールについては、プール槽を解体するとき、積込みをするとき、学童保育室に関しては基礎の解体などのときに騒音が出たところでございますが、こちらは校舎との間に距離があることから、この距離によって音が減衰され、学校のほうにも確認したのですけれども、授業の妨げになるような騒音というものが発生はしないということでございました。騒音、振動に関しては、新設の建物に干渉してしまう絵の中ほど、今、既存の校舎の職員室のひさしと水飲み場、これを解体したのですけれども、この解体のときに相当の騒音が発生することが想定されたため、テスト施工の上、授業のない時間や土曜日などを活用しながら児童の影響を減らして施工を行ったところでございます。もちろん授業はなかったのですけれども、先生方は職員室で作業している時間でもありましたので、教職員の方のご理解、ご協力を賜りながら実施をしているところでございます。

そのほか、校庭周りにおいては、ほかに樹木の伐採であるとか、一部擁壁の解体などを行って、工事用の仮囲いを実施したところでございます。先行解体と呼んでいるこれらの工事につきましても、様々な騒音や振動が発生いたしました。町の担当者といしましては、頻繁に現場に赴き、学校の先生と状況確認や意見交換を実施したり、外周りを歩いて回りながら、近隣家屋への騒音の影響や振動の伝わり方などを確認しながら実施をしているところでございます。特に小学校に関しては、やはり校舎の中にどんな音が入ってくるのかというのを確認したりとか、児童の反応などを確認するため、学校の先生に協力していただいて、学校の中に入って確認をしながら現場を進めているところでございます。引き続き関係者と緊密に連携を取って、環境対策などを実施しながら工事を進めていきたいと考えております。

資料変わりました、写真載せてありますが、まず左上が現場事務所の写真となっております。藤久保地域拠点施設の工事を行うために、JVの職員や協力会社の作業員など多くの方が利用する施設として、事務所や会議室に加え、作業員休憩所やトイレなどの生活施設も組み合わせられたものとなっております。また、女性職員も多数現場に入っておりますので、女性専用の休憩室などもこの中に整備されております。

左下の写真でございますが、現場事務所内の朝礼の写真でございます。モニターなどを活用しながら、当日の作業予定や学校を含めた注意事項などを現場管理者と作業員が共有をしているところでございます。

次に、右上の写真は、仮囲いの写真となっております。外部への騒音、ほこりなどの流出を抑え、工事現場内へ部外者の侵入を防いだり、逆に周囲の安全を確保するために設置をするものでございます。部分的に透明のパネルを設置しておりますが、これは出入口の安全対策であったり、現場内が外から見えるような効果を意図したものでございます。

右下の写真は、この仮囲いに設置される作業お知らせ看板や騒音系の写真となっております。近隣住民の

方に少なからず影響が生じる工事でございますので、工事の情報の見える化は継続して推進していく予定となっております。

資料変わりました、先に現場の最新情報等をご説明いたしましたが、次に工事の概略工程をご説明いたします。概略工程表と、それに伴う騒音、振動関係をまとめた資料としております。現在は、先ほどお伝えしたとおり、地盤改良の工事を実施しております。年明けより建物の地下構造物、いわゆる基礎と呼ばれる工事を始めていきます。地面をショベルカーで掘削し、砂利を敷いた上で基礎を設置していきます。この時期はショベルカーなどの重機が稼働することによる騒音、振動が主な注意事項となります。その後、来年3月辺りから地上躯体といういわゆる建物の構造体の工事、こちらが来年11月までの予定で続いていきます。この時期は、コンクリートを設置しますので、型枠をたたくハンマーの音やコンクリートを打設するバイブレーターの音などが騒音の中心になっていきます。また、校舎の近くでの作業もありますので、防音パネルなどによるハード面の騒音対策のほか、作業順序の工夫など、学習環境に配慮した施工がどこまでできるか、事業者と協議をしていきます。その後、躯体が立ち上がると、内外装の工事となります。この時期は大きな重機は稼働しないため、数値上の騒音は低下するのですが、外装材を取り付ける際のインパクトレンチの音や内装ボードをとめつける際のエア工具の騒音など比較的高くとがった音というのが比較的伝わるため、事業の影響を考慮しながらこちらも作業を進めていきたいと思っております。

その後、新築工事といたしましては、検査等を経て、2026年の6月末に事業者から町のほうへ施設が引き渡される予定となっております。そうしますと、我々関係機関のほうで7月、8月を使って引っ越しと施設慣熟などを行って、9月から新施設での業務開始、供用開始という運びとなります。

その後、工事といたしましては、使わなくなった既存施設の解体及び校庭、駐車場、道路の整備となっていきます。担当としては、この時期はこの既存解体、既存施設の解体の騒音をどう抑え込むのかが工事期間中最も大きな音が出る予定となっております、この対策に頭を悩ませているところでございます。事業者についても、早期に騒音低減対策の検討を今お願いしているところでございますので、こちらのほうも分かり次第、またお伝えをしていきたいと思っております。

解体工事が終わりますと、校庭の整備や道路駐車場の整備を行って、2027年、令和9年8月末に全ての施設が町に引き渡されて、PFI事業中の建設業務は完了という運びになります。建設業務のほうは始まったばかりでございまして、我々担当者のほうにも毎週のように課題や調整事項が上がってきているところでございます。現場では日々もっとたくさんの課題というのが発生しており、それらを一つ一つ丁寧に解決していきながら工事を進めているところでございます。限られたコストで工期を遵守して、安全を確保して、周辺環境へ配慮すると、非常に多くのクライテリアに囲まれての業務となっておりますが、数多くの実績を持つ事業者のノウハウを生かしながら進めていきたいと思っております。

資料変わりました、次に事業全般の動きについて町の業務を中心に説明いたします。左上の写真でありますが、今までご説明した設計業務や建設業務を管理するために、町やSPCなど関係者を集めたSPC定例会議というものを毎月開催しております。ここでは、事業の進捗報告や確認、関係者が協力して解決していく課題の共有などの話し合いを行っています。町でも担当者だけではなく、幹部職員なども出席してタイムリーな情報共有に努めているところでございます。後ほどご説明いたしますが、庁内の検討や方針決定に係る庁内検討会議、現場レベルでの課題の共有や対応策の検討に係る現場総合定例会議、小学校との情報共

有や意見交換を行う小学校定例会議など、事業者と関係者間の様々な接点を持ち、事業が円滑に進むよう努めているところでございます。

次に、左下の写真でございますが、P F I 事業において町の重要な業務はモニタリングとなります。事業の節目節目で要求水準、提案書などに照らして、事業が適切に遂行されているか確認を行う業務となっております。これについては建設的な分野に加えて、ファイナンスに関することや、各種手続などのチェックもしなければいけないため、コンサルタントの支援を受けながら実施をしております。

次に、右上の写真でございます。こちらは、11月9日に開催した住民説明会の写真となります。後ほど補足説明をいたしますが、住民の皆様へ事業の進捗や工事の進め方、安全対策などをお伝えするとともに、ご意見をいただく機会として実施をいたしました。

最後に、右下の写真でございますが、直接の利用者や保護者などの意見を事業に生かすことを目的としたワークショップを今年7月7日に開催をいたしました。参加者の皆様から様々なご意見をいただきましたので、今後の事業に活用することを進めているところでございます。

資料、次のページでございます。前回の全員協議会でもこのような形で、表で打合せや会議などの経緯をお知らせしておりましたので、前回以降の会議等についてまとめたものでございます。まず、先ほどご説明した定例会議でございますが、毎月1回実施をしております。ここではどちらかという、報告、情報共有、課題解決の方針に関する説明などがメインとなっております。詳細な説明は割愛させていただきます。

ページめくりまして、次に小学校協議の表となります。今回の工事は、小学校の校庭での工事となりますので、細かい打合せや情報交換、こちらにつきましては、3日と空けずにやっているところではございますが、いわゆる定期的な会議や打合せについて掲載をしているものでございます。調整漏れが生じて、児童の学習環境や安全が毀損されることがないように、日々情報交換をしているところでございます。また、音楽祭や旅行など小学校のイベントの多い時期に着工したことにより、まだ実現しておりませんが、藤久保小学校の児童向けの現場説明イベントなどについてもこのような場で打合せを始めているところでございます。なお、藤久保小学校の校長、教頭先生とはL G W A N 回線を活用したメッセージのやり取りができるホットラインを設置しており、忙しい合い間でも情報が確認できるように、また相手がメッセージを読んだことが確認できるように体制を取っております。

次は、実施設計の業務に係る打合せの一覧でございます。実施設計ともなりますと、設計事務所も各分野の専門技術者との打合せが主なものとなっております。P F I 事業でございますので、直轄事業ほど全てを決定するわけではございませんが、それでも判断を求められたときに、町にとってメリットが最大となる選択ができるように情報を収集し、検討しながら協議を進めております。

ページめくりまして、次にコスト協議の一覧表となります。詳細はこの後ご説明いたしますが、本事業においても昨今の急激な物価上昇の影響を避けて通れない状況となっております。事業全体のコストコントロールは事業者が実施しているところでございますが、物価上昇局面が長期間にわたり続くという昨今の状況はなかなか予測しづらい部分でもございますので、どのように対応していくか、継続的に協議を進めております。

ページめくりまして、次は庁内検討会議の実施状況です。事業に関する情報共有や各種説明会の資料確認、承認行為などについては、庁内検討会議に諮って、関係課の意見なども加味しながら進めております。藤久

保地域拠点施設では、完成後に多くの課が関係しながら運営をしていくこととなりますので、高品質なサービスが住民に提供できるように、現場の意見だけではなく、組織的な見地からも様々な意見を出し合い、協議を行っております。また、特に施設引渡し後の引っ越しや新施設の供用に関しては、どこの課も経験が乏しい状況でございますので、抜けなどが生じないよう互いに確認をしながら進めているところでございます。

次のページでございます。実施設計段階でも住民の皆様や関係者との意見交換の機会を設け、実施設計や事業に反映しております。資料では今年6月に開催したまちづくり懇話会に関する内容、7月に開催しました利用者ワークショップに関する内容、同じく7月に開催した先行解体工事に係る工事説明会に関する内容、11月に開催した住民説明会の内容を記載してあります。特に11月9日に開催しました住民説明会についてご報告いたします。町より事業に関する説明、SPCより設計、工事に関する説明を行いました。質問応答の時間では、様々なご意見をいただきました。植樹関係のご意見、これはたくさん植えてほしいというご意見もありました。そちらのご意見に加え、維持管理や落枝による安全対策などの問題も含めて慎重なご意見もいただくなど、様々な面からご意見をいただいたところでございます。

また、騒音、振動に関するご意見もいただいたところでございます。校庭代替地の活用や児童学習環境に関する事など、小学校に関するご意見も多くいただきました。こちらにつきましては、事業と小学校が緊密に連携を取って対応していくことをご説明させていただきました。そのほか、説明会の在り方についてウェブを活用してはどうかや、保護者への通知は紙の配布ではなく、迅速に伝わるSNSを活用してはどうかなどのご意見もいただきました。町では、ご意見を参考にしながら、次回以降の説明会等の開催について検討をしていきたいと考えております。

資料に記載してあります住民との意見交換の場においては、工事に伴う騒音や児童の学習環境や安全対策について厳しいご意見をいただくこともありますが、事業が進んでおりまして、施設やサービス面の概要を具体的に我々もご説明できるようになりました。また、そのことに伴って、新しい施設でこんな活動してみたいであるとか、この辺が便利そうだねというような期待のお声もいただけるようになり、担当としても励みになっているとともに、ご期待に沿えるよう引き続きしっかりと事業に取り組んでいきたいと思っております。

少し駆け足となりましたが、1番の事業進捗状況の説明をさせていただきました。

引き続き、2番の事業費に関する内容について、当課、新村よりご説明をさせていただければと思います。

○議長（内藤美佐子君） 新村主任、お願いします。

○施設マネジメント課主任（新村優宗君） ここからは事業費に関する内容を説明いたします。

こちらは、令和5年5月の全員協議会と令和6年4月の全員協議会にてお示ししている本事業の契約約款に定められているサービス対価の改定ルールのスライドです。これまでも建設時に行う整備費に関わる変更と維持管理運営時の委託料に関わる変更、民間借入れ分の金利利率に関わる変更が各タイミングであることについてご説明しておりますが、令和6年9月の一期工事着工により、最初のサービス対価の改定タイミングを迎えましたのでこの図の赤枠で囲んでいる部分、その内容と結果についてご説明いたします。

こちらこれまでの全員協議会でお示ししているサービス対価の改定に用いる指数について、約款から抜粋したスライドです。この表に示されている各工事の着工時の指数と提案書提出時、入札時の指数を比較して、その上昇分または下降分で1.5%以上の差が生じた場合に、その差分に応じてサービス対価を改定する

ということが定められています。今回もこちらの赤枠の中の一期工事についてご説明いたします。

次のスライドです。こちらのスライドでは、今回のサービス対価改定の対象事業についてご説明いたします。事業期間については、令和6年9月の着工から令和8年6月の新施設の引渡しまでの1年10か月の期間を対象としています。対象事業は、右の図、赤枠で示す工事範囲に関する工事が主なものとなります。新施設となる小学校の建設工事、複合公共施設の建設工事と新築工事の先行として行った既存小学校プールの解体工事と藤久保第一学童保育室の解体工事、また赤枠内の新築工事に関連する外構工事が含まれます。あわせて、新施設に設置される什器、備品も対象となります。なお、この期間中、町が支払うサービス対価には、このほかにSPCの経費や設計費、工事監理費と借入金の割賦分の消費税一括分が含まれていますが、こちらは改定の対象とはなっておりません。使用する指数は先ほど表に定められている指数で、一般財団法人建設物価調査会が毎月公表している建築費指数・工事原価の学校(RC)工事原価の東京の指数を使用します。指数の設定においては、一期工事の占める割合の中で新築工事の割合が高く、その中でも小学校の整備がその多くを占めていることから、学校(RC)、このRCとは鉄筋コンクリートの意味です。と公表されている全国8地点の代表地点の中で最も近い東京の指数を使用することとしたものです。

次のページです。こちらが実際の建築指数の現状をグラフ化したものです。指数については、翌月のおおむね10日前後に最初の暫定値が公表されます。その2か月後に確定値が公表されることとなっております。そのため、この資料作成段階では、11月に公表されている指数を基に作成しているグラフとなっております。このPとついているものが暫定値を表しています。

なお、本日、12月10日の午後1時に最新の資料が公表される予定となっております。この後、確定値が公表されることとなります。その確定値と入札時の指数、120.6を比較して、物価変動率を算定いたします。ただ、実際にこの暫定値と確定値で大きく変動することはこれまでもなく、同数か、または0.1の上昇または下降があるといったことが状況となっております。

続いて、この結果を受けて、契約約款に定める一期工事のサービス対価改定の算定結果をお示しします。なお、先ほど来の説明と同様になりますが、指数のほうはまだ暫定値でございますので、暫定値を参考にお示しする形となります。今回の改定の対象となる一期工事の入札時の事業費は税抜きで60億1,510万円です。指数については、入札時の120.6から暫定値で134.6まで上昇し、着工時においてポイントにして14.0ポイントの上昇があったこととなります。これを物価変動率に換算しますと、0.116、11.6%の上昇となりました。このうち1.5%、0.015までは事業者のリスクとして町は負担しない取決めとなっておりますので、実際の改定額は以下に示す算出式のとおりとなります。今回、確定段階前のものでございましたので、指数のぶれを想定しまして、あらかじめ指数が134.5から134.7となった場合のおおのこの改定額を念のためお示ししております。この後、公表の確定値が今と同数の134.6または0.1上昇した134.7の場合は、物価変動率の算定で、小数点以下第3位未満を切り捨てるといった関係上、同額となりまして、改定額が税抜きで66億2,262万5,100円となりまして、増額として6億752万5,100円となります。指数が0.1下がり、134.5となった場合は、改定額が税抜きで66億1,650万円、増額としては1億151万円となります。この増額については、当初の契約内容に盛り込まれている改定ルールに基づく増額であるため、町として負担が必要な増額と考えております。

ここまでは当初より契約約款に定める一期工事着工時のサービス対価の改定に関するご説明となります。引き続きまして、これに加えて、先ほど郷間の説明にもございましたが、コスト協議といったものを事業

者と行っております。町と事業者との間で行っているコスト協議についてご説明いたします。整備事業等に関わる建設事業全体の状況につきましては、物価高騰や働き方改革、担い手不足などによる業界全体の人手不足などの影響により、入札に応札者がいないなどの入札不調や、契約後の事業費の変更、そもそもの予定価格の引上げなどについて、昨今のニュースでも盛んに伝えられているところでございます。本事業においても、さきにご説明したとおり、物価変動を指数により事業費に反映させる仕組みを当初の契約より取り入れているところですが、基本設計及び実施設計にて段階的に行ってきた積算により、当初の想定、こちらは先ほどの約款に定めるルールのこととございますが、その範囲を大きく上回る建設費の高騰がある旨が事業者より伝えられておりました。

お示しの図については、建設費の概略図となります。先ほどご説明の物価変動指数の上昇率を上回る実勢価格の上昇がございまして、現状の改定ルールではカバーし切れない建設費の高騰が本事業でも発生している状況が伝えられています。

事業費の積算については、実施設計を完了することで細かい指標や数量などが確定できることから、そこから実際にメーカーや下請事業者に見積りを聴取するなど、現状に即した積算が行えるものであり、現在実施設計をおおむね完了した状況を受け、実施した積算において、暫定値ではございますが、約22億円の増額があると事業者より伝えられています。この金額については、あくまで暫定値であり、町としても十分な分析や調整がなされていないものではないという受け止めではございますが、さきに述べましたとおり、昨今のニュースや近隣の公共事業においてこのような状況が発生していることを考えますと、町としても協議を行っていく必要があると受け止めたところでございます。

このような状況については、内閣府のPFIに関する委員会でも議題となっており、通知という形で県や市町村にも情報提供やお願いが寄せられています。令和6年1月19日付で内閣府より寄せられた「PPP/PFI事業における物価変動の影響への対応について」や、同年7月、同じく通知のあった「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」においても、以下に抜粋を載せてございますが、PPP/PFI事業の事業契約締結後において、受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な変更契約を実施するなど、適切な対応を図るよう求められています。これらの通知については、通常これまでPFI事業においては、民間ノウハウや創意工夫などにより、コスト変動リスクを起すこと、コントロールの範囲として事業者側に課すことが多かったところから、ここ最近の大幅な物価上昇等について、その範囲で対応が困難な状況であるという国の認識が示されているものであると受け止めております。

ここからは、コスト協議の状況についてご説明いたします。まず、現状の把握として、広く建設業全体の環境について確認しています。建設費の高騰については、まず労務単価の上昇が要因として挙げられます。公共工事設計労務単価においても、平成25年から12年連続上昇が続いており、直近の令和4年からは5.2%、5.9%と毎年5%を超える上昇が続いています。また、別の要因として、設備工事費の高騰が挙げられます。協議においても、事業者より設備費の上昇が顕著であることが伝えられています。これについては、原材料価格や為替の影響と構造的な価格転嫁などにより、メーカーによる設備機器全体の本体やその周辺材料の値上げが進んでいる状況でございます。これとあわせて、国内の半導体工場とデータセンターの建設ラッシュにより、国内における設備工事の需要が非常に高いことが影響しています。これに関連して、需給ギャップ

といったものが大きく影響を与えています。よく就職市場などにおいて、学生の「売り手市場」といった表現を目にするかと思いますが、建設業においても同様に、「売り手市場」という表現を使うことがございます。建設業における「売り手市場」とは、建物を建てたい発注者側の建設需要が実際に工事を行う建設事業者側の供給可能な工事量を上回る状況を言います。このような状況では、売り手：受注者側が有利な「売り手市場」ということとなります。建設需要が多い中で、供給量が限られていることから、受注者側はより条件のよい事業を選んで受注することができ、利益の少ない事業を無理に受注する必要はないといった状況となります。建設業については、需要が多い状況となっても、すぐに供給量を増やせるといった構造となっていないため、この需給ギャップが事業費に大きな影響を与えることとなります。コロナの影響により急減していた需要が回復し、万博や上記のデータセンターなどの建設ラッシュにより、需給ギャップが加速し、現状「超売り手市場」とも呼ばれるような市況となっている状況です。これは、元請事業者と下請事業者の関係の中でも同様でございまして、事業を受注し、その仕事を下請業者に発注して事業を行う元請業者は買い手、それを請ける下請事業者は売り手という関係となります。そういう状況ですと、従来の協力関係で行われていたコストコントロールが効かないといった状況となることも事業費の高止まりの要因となっています。

これらの要因については、働き方改革や労務単価の適正化、インフレ目標など、政策誘導的な側面や通常で予測が困難な市況が影響していることなどもあり、これらについて全てを受注者のリスクとして事業を進めることは、品質の低下や安全配慮不足による事故の発生、下請事業者へのしわ寄せなど、事業の安定性を著しく欠くことにもなりかねないと判断しまして、事業契約約款第100条（疑義の決定）に基づき協議を開始いたしました。

コスト協議の方向性としては、まずSPC内でさらなる事業費の精査を依頼しています。通常の場合でPFI事業では、改定ルール等を除くコストコントロールに関するリスクは事業者にあるため、現状の事業費をさらに分析し、圧縮の可能性などについて精査を依頼しております。

次に、事業者と協力し、VE/CD協議も行っています。VEとは、バリューエンジニアリングのことを言い、事業者の技術提案により要求性能を下げることなく、コストの削減を縮減を図ることを指し、PFI、DBOなどの性能発注においては、コストコントロールに用いられる一般的な手法です。これに対して、CDとは、コストダウンのことを言い、許容の範囲の中ではございますが、要求性能や事業者提案であった内容を変更するといった点でVEと異なります。本協議では、事業費を可能な限り圧縮することを目的にVE/CD協議を行っております。ただし、要求性能を変更するCD協議については、その強度により完成する建物のチープ化などを招くおそれがありますので、その採用に当たっては、町担当者及び設計者、モニタリング事業者で慎重に精査を行っているところでございます。

また、サービス対価の改定ルールについても、再検討を行っています。先ほどご説明のサービス対価の改定ルールについては、通常の場合PFI事業において緩やかな物価変動下における発注者の支出を可能な限り抑える仕組みとして、一期工事分において着工時の1回のみ改定するといった設定をしておりました。下部左の図のように、事業者のコストコントロールにより、契約に定めるルール内での事業を期待していたところでございます。しかし、通常の場合公共工事において用いられます工事契約約款においても、12か月を超える工事においては、前回のスライド条項の適用後、12か月経過後に改めて変更スライドを適用できるといったス

ライド条項が定められている関係がございまして、本事業では、現在それらの設定では、その部分、長期のリスクに関して事業者側のリスクとなってしまうています。下の右の図のように、急激な物価上昇下でコストコントロールが効きにくい情勢にあっては、長期事業のリスクや市場変動のリスクの大きい部分が事業者側のリスクという形で載っている形になっております。町は、この設定についても、これまでのPFI事業では、PFI事業のメリットとして多く取られていたものではございますが、現状を勘案して、過度に事業者側のリスクとならないよう再検討を行ってまいります。

その他の調整協議について、以下の表は、本事業実施方針にて町が示したリスク分担の表の抜粋となっております。法制度や不可抗力、物価変動、設計、工事費用増大においても、このようにおのおのまたは双方でリスクを分担することが定められています。今後、現状の事業費等をさらに分析した上で、そのリスク分担の範囲を精査していき、町の責任において負担すべき部分と、事業者の責任において負担すべき部分について、その内容を検討していく必要があると考えています。

現在、このような状況で協議を行っているところでございます。今後さらに協議が進み、具体的な内容や金額などが固まりましたら、改めて議会に対してご説明をさせていただければと考えております。

事業費に関する内容の説明については以上となります。

○議長（内藤美佐子君） 郷間主査、お願いします。

○施設マネジメント課主査（郷間 成君） では、資料変わりました、項目3番の今後のスケジュール等をご説明いたします。

大きなものだけ改めてご説明をいたします。まず、現在実施をしている建設業務につきましては、要求水準書において引渡しを2回に分けて設定しております。1回目は、新しい施設の引渡しでございまして、こちらは令和8年6月末を予定しております。施設の引渡しを受けますと、町は令和8年9月の新施設の供用開始に向けて、関係課の引っ越しや附帯工事を行って開業準備を行います。本事業には関係課の移転費用やLGWAN整備工事等の専門性の高い附帯工事、引っ越し後の物品の処分などの業務は含まれていないため、関係課がおのおの実施する計画となっております。また、逆に引っ越し支援という形で、新施設への什器の配置計画支援や物品処分リストの作成支援、附帯工事との調整、新施設の設備等取扱い説明、その他の開業準備支援業務はPFI事業に含まれておりますので、施設の立ち上げなどの経験豊富なシダックスなどの運営企業により支援を受けながら実施をする予定となっております。令和8年9月にはオープニングイベントを開催し、新施設の供用を開始いたします。開始後、直ちに旧施設の解体、校庭や駐車場、付け替え道路整備などを開始して、これらを令和9年9月に引き渡すこととなっております。建設業務はここで完了ということになります。

一方で、表にはございませんが、引き渡した施設については、その時点より維持管理、一部運営の業務がPFI事業として始まることから、来年より維持管理、一部運営のやり方について事業者と検討や協議を始めていくこととなります。条例整備その他町が実施する業務もありますので、議会に向けては時期を見て改めてご説明の機会をいただければと思っております。

資料めぐりまして、最後でございまして、スケジュール等の「等」という部分になりますが、本事業の実施に当たっては、町内企業の参画なども重要なポイントとなっております。建設業務が始まり、様々な企業が現場に入ってきていますが、SPC構成企業である矢島工務店を筆頭に、様々な業種で現場に参加をして

いただいているところでございます。町は、三芳町のランドマークとなる藤久保地域拠点の事業に地元の力を生かしていくことが関わった人の施設への愛着や施設のにぎわいにつながっていくと考えておりますので、引き続き町内企業の参画を事業者求めていきます。

長時間の説明となり、申し訳ありませんでしたが、町の進めております藤久保地域拠点施設整備等事業に関して施設マネジメント課よりご説明をさせていただきました。

説明者からは以上となります。

○議長（内藤美佐子君） では、全ての説明はこれで終わりということによろしいですね。

それでしたら、事業についての中間の報告ということなのですけれども、この件について質疑があれば、挙手にてお願いします。

林議員。

○議員（林 善美君） 説明ありがとうございました。

ちょっとどこに当たるか分からないのですけれども、29ページになるかちょっと分からないのですけれども、私の認識では、工事中、職人さんたちの車両は、旧第一保育所のところに止めるという認識だったのですけれども、今、ドラッグストアの裏のあの広いところに止めてあると思うのです。その費用というのは、もとから予定があったのか。私の中ではなかったように感じているのですけれども、その点について伺います。

○議長（内藤美佐子君） 郷間主査、お願いします。

○施設マネジメント課主査（郷間 成君） 郷間が回答させていただきます。

駐車場等の費用に関しましては、いわゆる工事の中の共通費に該当する部分でございまして、町のほうであそこの場所を使いなさいという指定はなかったものですから、事業者のほうで近隣の土地を探して、その土地を選定して設定したものでございますが、事業費の中には当初より組み込まれていたという町の判断でございます。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） 林議員。

○議員（林 善美君） ありがとうございます。

あともう一点なのですけれども、図面の中で、21ページのここはちょっと事業費のことが書いてあるのですけれども、この既存と新しい建物が重なっている図面って、これ初めて私見たように思うのです。これを見ると、現在の校舎と新しい建物がすごく近い。どれくらい離れているか分からないのですけれども、すごく近くて、既存は3階建てで、新しいのって4階建てですよね。そうするとこの期間中、短期間だと思えるのですけれども、日照が多分全然なくなるのではないかというのは、ちょっと今心配だったのですけれども、ちょっとその点だけご説明いただければと思います。

○議長（内藤美佐子君） 郷間主査、お願いします。

○施設マネジメント課主査（郷間 成君） 本町におきましては、何度もご説明させていただいて、繰り返してしまっていますが、やはりその今の藤久保小学校の校庭に新施設を建てるということが最大のポイントでございまして、やはり1回で建てることができますので、子供たちの引っ越しが1回で済むということで、負担を軽減する計画を取ったものでございます。議員おっしゃったとおり、やはりその既存の校舎にか

なり近接した形で校舎を建てることになりまして、これは今の絵は外部の防音パネルの組み込んだ足場も入っておりますので、こういう絵になっておりますが、おっしゃるとおり、一時期やはり校舎への日照というのがかなり制限されるという状況が続くものということは認識しております。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） 林議員。

○議員（林 善美君） その工事中の日照については、特に法律上とか、そういう引っかかることはないということよろしいでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 郷間主査、お願いします。

○施設マネジメント課主査（郷間 成君） 郷間よりお答えいたします。

その点については問題ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかに。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。ご説明ありがとうございます。

24ページのところに実施設計完了時の事業者積算による不足額22億円と書いてあるのですが、これの22億円の中には、この維持管理費、運営費も含まれた金額ということなんでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 郷間主査、お願いします。

○施設マネジメント課主査（郷間 成君） お答えいたします。

こちらにつきましては、建設費の高騰に関する資料でございます、建設業務に係るお金でございます。維持管理運営に係るお金の改定方法については別に定めてございますので、このお金の中には含まれていないところでございます。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） それに関しても、値上げが考えられると思うのですけれども、それはいつ頃出されるのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 新村主任。

○施設マネジメント課主任（新村優宗君） 19ページのスライドのほうにお示ししておりますが、供用開始するのが令和8年の9月から実質的な維持管理運営が始まります。こちらも労務費のほうで3%以上の上昇があった都度、改定することになっていきますので、その段階で入札時より変動があった部分に関しては改定を行うというルールになっております。

○議長（内藤美佐子君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） はい、分かりました。

次に、21ページの図面なのですが、これを見ると、第二期工事というのが令和8年の9月から始まると思うのですが、これでこの図書館とか中央公民館、商工会、ここは取り壊しになると、この間の道を通して今、大体校庭に行っていると思うのですが、ここを通れなくなると思うのですが、

その辺に対してはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 郷間主査、お願いします。

○施設マネジメント課主査（郷間 成君） お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、二期工事はこの今の公民館とか、図書館がある敷地の工事になっているところでございます。現在、今後工事の施工計画等を検討しているところでございまして、何らかの安全通路が確保できるように事業者と引き続き検討していく考えでございまして。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

ごめんなさい。何らかの安全って、ここを通れるようにしていくのか、ほかの道を通っていこうと考えているのか、まだそこまでは考えに至っていないということなのか、お伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） 今、一期工事のほうは工事を進めているところでございますけれども、これは二期工事になりますので、今後二期工事の施工計画というのは、その後に立てられると思えますけれども、今、そういったご心配いただいておりますので、今後事業者と基本的には今の通路、こちら中央公民館、保健センター、こちらに通路を確保するような形で解体の施工計画を立てるよう事業者とも今後協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） はい、分かりました。そうしましたら、これから出てくると思うのですが、安全にこの場を通れるように、解体とかとなるといろいろ危ないのかなと思うので、その辺が出てくると思うので、また出てき次第、説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかに。

では、細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。よろしくお願いします。

近隣住民へのことでもよろしいでしょうか。工事が進んでいく途中に、多分もう周りの住民の方には工事が始まりますというところは周知してもちろんされていると思えますけれども、だんだんと進んでいくと、騒音だとかが気になってきて、先ほどもお話があったのですが、対策は組んでいらっしゃると思うのですが、何時から何時までという時間帯をきつとお知らせされていると思うのですが、実は竹間沢のほうで建築がされている際に、それがなかなか守られなかったという住民からの声があって、何だか最初にはすごく周知をされて、何時から何時までですよというのを言っていたにもかかわらず、だんだんと工期が延びてきたからなのか、日が長いからなのか、時間が守られなかったというところがあって、そういうところも配慮していただきたいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 郷間主査、お願いします。

○施設マネジメント課主査（郷間 成君） お答えさせていただきます。

恐らく話としては、作業時間の終わりの部分がそういう問題がいつも起きるかなと思うのですけれども、今、作業時間は18時までを予定しておりまして、逆にこの時間の中で工事を終わらせるように組んでおります。工事説明会のときにも、少しご説明はさせていただいたのですけれども、コンクリートの工事等でやむを得ずそれをまたぐときがあるかもしれないのですが、それにつきましては、事前にご説明をするということで話をさせていただいております。もちろん公共工事でございますので、我々としては18時に作業終了というのを守って工事を進めていくように事業者と協議をしています。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 18時ということは、結構冬場になると暮れるのが早くて、大分遅い感じがするのですけれども、そういうことは住民の方も気にはならないという感じなのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 郷間主査、お願いします。

○施設マネジメント課主査（郷間 成君） お答えさせていただきます。

確かに冬期間でございますと、日が暮れる時間が早いものですから、感覚的にちょっと遅いかなという部分はあるとは思うのですけれども、工事をやっぱり短期間で終わらせるということも、これはやはりその住民の皆様への負担を軽減する一つの手法でございますので、我々としてはまず18時まで設定した時間を守るということを前提に作業を進めていきたいと思っておりますが、周辺住民の方からご意見いただくことも今後もあると思っておりますので、対応しながら工事を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） ほかに。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございました。

20ページのところに一期工事、二期工事ということで、これからの流れ、またその前のページには時系列でのご説明があるわけなのですが、これは今後一期工事が終わりましたら、いよいよ二期工事というときに、またこういうような形で青写真を示していただける場があるということによろしいですね。

○議長（内藤美佐子君） 郷間主査、お願いします。

○施設マネジメント課主査（郷間 成君） はい、議員おっしゃるとおりでございます。この時系列に合わせて、また再度ご説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。分かりました。

あと、すごい基本的なことでも恐縮なのですが、工事のその場所のところに騒音計と振動計設置していただくのですが、その基準値ってございますでしょうか。何デシベル以上はちょっと出過ぎていますとか、そういう基準となる数字というのは、その騒音計、また振動計の横に目安みたいなものってあったりするのでしょうか。住民の皆さんが数字だけ見ても、大きい音なのか、大きな振動なのかと分かるのかなとふと思ったものですから、そのメーターの横に基準が分かるものってあるのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 郷間主査、お願いします。

○施設マネジメント課主査（郷間 成君） お答えさせていただきます。

基準については、各種法令、環境基本法であるとか、騒音規制法によって基準値というのが定められてございますが、瞬間の騒音というか、時間を定めた間の平均騒音とか、そういうところの計算がございまして、あの騒音計が今起きている騒音を表示する関係か、そう単純比較できないような状況になっておりますので、なかなかその表示というのは誤解を生じるおそれがありますので、今のところはしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今後なのですけれども、この費用が増加した分、事業者と協議して圧縮は検討していくのでしようけれども、議会として例えば3月議会で債務負担行為が金額が修正されるとか、議会のほうで何か対応することになるのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○施設マネジメント課長（古山智志君） 債務負担行為、こちらのほうを、金額のほうを変更契約、債務負担行為の額も変更しなくてはいけないということで、議会のほうに上程する前に、また全員協議会の場、こういった場でご説明のほうをさせていただく予定ではございます。この協議に関しては、かなり精査をしていかななくてはならないということで、一般質問の答弁でもさせていただきましたけれども、今、事業者と協議しているのは、早ければ3月議会をめぐりに協議のほうを進めておるところです。ただし、こういった精査をする時間がかかって、その後、例えば6月とかいう場合もあるかと思えます。こちらに関しては金額もこういった金額もございまして、慎重にモニタリングの支援を受けながら事業者等と町でモニタリング業務受託者、こちらのほうもPFIのほうをかなり事例もありますので、そういったもう事例を参考にしながら協議のほうを進めていきたいと考えておりますが、議会上程前に説明のほうはさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） まだ質疑があるようでしたら、ちょうどお昼過ぎたのですけれども、皆さんどうしますか。

質疑ないですか、ほかに。よろしいですか。

では、最後に副議長、お願いします。

○副議長（細谷光弘君） 細谷です。

柱状地盤改良と、セメントでやるということなのですが、その六価クロムの発生とか、そういったものは心配ないのでしょうか。対策とかありますか。

○議長（内藤美佐子君） 郷間主査、お願いします。

○施設マネジメント課主査（郷間 成君） お答えさせていただきます。

今回使っている材料につきましては、六価クロムを配合している材料ではあるのですけれども、それが大

分低減された材料を使っておりました、その基準値を超えるようなものではないという材料を使っているというふうに今、報告を受けています。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） 副議長。

○副議長（細谷光弘君） あと、この上の建物の耐用年数というのと、この地盤改良した後のそのものの上にまた建て直すときに建てられるものなのか、どうなのですかね、そこら辺については。

○議長（内藤美佐子君） 郷間主査、お願いします。

○施設マネジメント課主査（郷間 成君） お答えさせていただきます。

耐用年数というのは、やはり通常で改修をしたりとか、そういうものによって延び縮みするとは思いますが、すけれども、60年、70年というスパンの中で、この今、先ほどご説明させていただきましたが、今回の深層地盤改良工事につきましては、比較的長期間にわたって地耐力が継続できる工法としてメリットがあるというふうに言われているものでございますので、その点は心配ないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） もっと質問があるのであれば、午後にしますということなのですが、どうでしょうか、皆さん。このまま続けますか。続けてよろしいですか。時間かかっても大丈夫ですか。

〔「意見書もありますよね」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） そうです。意見書もありますので、休憩するのであれば休憩しますよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） そうですね、はい。では、執行側としては大丈夫ということなので、ではなるべく簡潔に質問してください。

久保議員。

○議員（久保健二君） まず、先ほどちょっとすみません。本名議員への答弁の中で、P F Iの事例という答えが、回答が課長のほうからあったかと思うのですが、これ今後のその3月議会、また6月定例会にその債務負担行為の修正議案として上がってくるという話ありましたが、この他自治体のP F Iの事例というのがどのようなものが実際お聞きになっているのか、お伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 新村主任、お願いします。

○施設マネジメント課主任（新村優宗君） お答えいたします。

それはちょっと古山のほうからお話しさせていただいたのは、建設技術研究所と今回モニタリングの受託を受けていただいている事業者さんのほうがP F Iの事例というか、多くをお持ちですので、そちらのアドバイスをいただきながら実施していくということで、具体的な案件という意味では、国内でも数十とか、今現状動いているものだけでなく、過去の実績も含めて複数の経験があるということでございますので、それらのアドバイスを受けながらやっていきたいというふうに考えているものでございます。特定の何かこの事業というふうなあれではできず、申し訳ないのですが、そういった複数の事例の中から、今回の状況等を含めてアドバイスをいただきながら実施したいというところでございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

ごめんなさい。事例という話だったので、どのような形で、例えばですけれども、1度債務負担行為、議会のほうで承認した額が上回る場合、その他の自治体というのはどのようなことでその追加予算なりなんなり、またどのように進め方というのをしているのかなというのでお聞きしたかったのですけれども、よろしいですか。

○議長（内藤美佐子君） 新村主任、お願いします。

○施設マネジメント課主任（新村優宗君） すみません。ちょっと質問内容を勘違いしておりました。

基本的にはこのPFI法に定められるところで、事業内容、事業費も含め変更があった場合には議会の議決を得ることということになっておりますので、基本的には債務負担と変更契約というものをセットまたは先に債務負担のほうをお認めいただいた上で契約を変更するといった流れを取られている自治体が多いというふうに調査しております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかによろしいですか。

では、吉村議員。

○議員（吉村美津子君） すぐ終わります。

先ほど地盤の改良のところがあったのですけれども、材質としてその石油系というのは使っていくのかどうかという。

○議長（内藤美佐子君） 郷間主査、お願いします。

○施設マネジメント課主査（郷間 成君） お答えさせていただきます。

今回地盤改良に使っているものは、セメント系の地盤改良材を使っておりまして、石油のようなものを直接流し込むとか、そういうことはしておりません。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） よかったです。ありがとうございます。

それから、先ほど最後に追加の額というので、決定してから議員のほうに説明あると言いましたけれども、決定する前のある程度のおおその金額が分かって、決定してからではなくて、決定する前に説明をしてもらいたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○施設マネジメント課長（古山智志君） 決定するという方針のほうは町として、事業者と町で方針のほうを協議をしながら進めていくという形で、先ほどもこちらは変更して、変更の額ということで案として上程する前にご説明のほうをさせていただきますので、あくまでもそれに関しては議会で議決をいただいてという形になりますので、その前に、上程する前に全員協議会等の場で説明をさせていただくという考えであり

ます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、これで施設マネジメント課による藤久保地域拠点施設整備等事業についてのこれは説明、報告は終了とさせていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩します。

（午後 零時08分）

---

○議長（内藤美佐子君） それでは、再開をいたします。

（午後 零時11分）

---

#### ◎意見書の調整について

○議長（内藤美佐子君） 協議事項6点目の意見書の調整についてであります。

今回、意見書1名から提出されておりますので、本名議員、この意見書の説明をまずお願いいたします。  
本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今回は、1.5度目標達成へ向け先進国として責任ある対策を講じることを求める意見書（案）を提出させていただきました。この議会においては、トランプ大統領みたいに地球温暖化はフェイクだという方はいらっしやらないと思うので、これは皆さんももう承知のことだというふうに思います。

国連気候変動枠組条約の2015年のCOP21で採択されたパリ協定では、2020年以降の温室効果ガス削減に関する世界的な取決めが示され、「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べ2度より十分低く保ち、1.5度以内に抑える努力をする」という、これが国際的に合意した数字であります。しかし、地球温暖化はついに昨年は地球沸騰化とも指摘され、産業革命前に比べ1.45度上昇し、過去10万年で最高の上昇を記録したということです。これまでの予測を上回るスピードで進行し、もう気候危機対策は待ったなしの状況に追い込まれているというふうに思います。

昨年12月のCOP28では、化石燃料からの脱却の加速、2030年までに再生可能エネルギーの容量を3倍にし、世界の平均年間エネルギー効率を2倍にすることを日本を含めて合意しております。また、今年もアゼルバイジャンの首都バクーで第29回の会議、COP29が開かれました。先進国と途上国との間の合意に手間取り、2日間の延長の末、何とか意見がまとまったのですが、その合意に手間取ったというのは、気候変動対策資金を途上国に対し先進国から支援するというこの金額について、なかなか合意が取れなかったのですが、途上国からしてもちょっと不満な金額ではあったようですけれども、取りあえず合意に至ったというような経緯がありました。

そこで、今回の意見書においては、この1.5度の目標達成に向け、日本も先進国として責任ある対策を取ってほしいということで、記において、まず1番として、現在策定中の第7次エネルギー基本計画においてはパリ協定の1.5度目標と整合性のとれた温室効果ガス削減目標を定めること。2番目に、石炭火力からの

撤退期限を明示すること。3として、COP29で議論された途上国への拠出額を増やし支援を強めることと  
いうことで、3点挙げさせていただきました。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

それでは、この意見書については提出者に質疑を許可しますので、挙手にてお願いします。

よろしいですか。質疑なしで大丈夫でしょうか。

副議長があるそうですので、副議長。

○副議長（細谷光弘君） すみません。

2番の石炭火力からの撤退ということで、ほとんど2011年の原発事故が起こってから、火力発電が七十何  
%というような状況の中で、この石油は入っていないくて、石炭火力というところは、天然ガスとか、石油と  
かありますよね、割合的に。同じようにCO<sub>2</sub>出す中で、この石炭火力だけに限っているのは何か理由があ  
るのか。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） お答えさせていただきます。

もちろん石油とか、天然ガスとかはありますけれども、石炭というか、化石燃料からの撤退というふうに  
本来は、本来はというか、そういうふうにしたほうがいいのですけれども、COP28で合意したのは、石炭  
火力ということなのです。石炭火力というのは、化石燃料の中でも最もCO<sub>2</sub>の排出量が多いということで、  
そういうふうにされたのだというふうに思います。あるいは主導してきたヨーロッパ諸国なんかも、やはり  
石炭火力の割合が多かったのだ、このようなことになったのだというふうに思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

副議長、よろしいですか。

○副議長（細谷光弘君） はい。

○議長（内藤美佐子君） ほかに大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） なしですか。

では、これで意見書の調整については終了いたします。

ここで協議事項6点は全て終了をいたしました。

---

#### ◎議会広報広聴常任委員会

○議長（内藤美佐子君） 次に、報告事項ということでございます。

議会広報広聴常任委員会委員長より報告がございますので、委員長、よろしくをお願いします。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） 議会広報広聴常任委員会より報告です。

定例会が13日に閉会しますので、議会だよりの原稿の提出期限なのですが、12月16日午後5時まで  
ということで、皆さんよろしくお願ひしたいと思ひます。16日の午後5時までに事務局に提出をメール等で  
構ひませんで、お願ひします。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 広報広聴常任委員会委員長へのこの報告に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、報告事項を終了いたします。

---

#### ◎その他

○議長（内藤美佐子君） では、その他ですけれども、その他、何かございますか、皆さんのほうから、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） そうしたら、事務局報告。

では、局長からお願いします。

○事務局長（郡司道行君） 来月なのですが、1月24日に臨時会が開かれる予定です。それですので、今、予定しているのは、給付金の確定した金額のもの、そちらがもしかしたら1月24日以前に準備行為が間に合わないの、専決になる可能性があるの承認という形になるかもしれないというのを1点伺っているのと、あと人事院勧告による給与等の改定、給与等とか、あと手当等の改定が予定されているということで、そちらのほうで臨時会を開く予定ということなので、1月24日のときは大変申し訳ないのですけれども、ちょっと空けておいていただくような形でお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

来年のことですけれども、来月の24日に臨時会の予定がされているということですので、皆さん予定しておいていただきたいと思います。

ほかにはないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） ちょっと時間延びましたけれども、これにて全員協議会を終了とさせていただきます。

事務局にマイクをお返しします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては、細谷副議長、よろしく申し上げます。

○副議長（細谷光弘君） 皆様、早朝より全員協議会ということでお集まりいただきまして、ありがとうございました。また、議長からお話がありましたが、一般質問も全員の方がやっただきまして、本当にご苦労さまでございました。

私のほうも防犯というか、そちらについて質問したのですけれども、日曜日にちょっと友達の手伝いにお会いして、そういった闇バイトだったり、強盗だったりの話を自分がしたのですが、そうしたらその手伝いが、今、そういう闇バイトの被害者の弁護を結構しているというお話の中で、実際今回牛丸議員が質問され

ました境界知能という関係で、そういう言い方はしていなかったのですけれども、やっぱりそういった方がそういった犯罪に巻き込まれるというか、そういったことがあるというお話を聞きまして、もうちょっと早く教えてくれればなと思ったのですが、自分なりに深くやったつもりだったのですけれども、まだまだいろいろ分からないことも実際あるなというふうになんて感じたところでした。

本当に昨日、おとといから急に冷え込んでまいりまして、体調管理も大変なのですが、議会最終日まで体調管理をしてやっていただければと思います。

本日はどうもお疲れさまでございました。

(午後 零時 21分)